令和７年第１回定例会議案審査特別委員会会議録

令和７年３月５日　午後０時５９分　開　議

出　席　委　員

委員長	岡　﨑　　勉
副委員長	石　澤　正　広
委　員	矢　口　龍　人
委　員	佐　藤　文　雄
委　員	小座野　定　信
委　員	櫻　井　繁　行
委　員	設　楽　健　夫
委　員	小　倉　　博
委　員	久　松　公　生
委　員	櫻　井　健　一
委　員	鈴　木　貞　行
委　員	服　部　栄　一
委　員	鈴　木　更　司
委　員	塚　本　直　樹
委　員	井　出　有　史

欠　席　委　員

なし

出　席　説　明　者

教育長	井　坂　庄　衛
市民部長	廣　原　正　則
教育部長	加　藤　洋　一
国保年金課長	豊　﨑　良　憲
地域コミュニティ課長	松　延　克　彦
環境保全課長	山　口　由　晃
市民課長	小　池　陽　子
生涯学習課長	乾　　文　彦

出　席　書　記　名

議会総務課	鴻　巣　智　子
議会総務課	川原場　　智
情報政策課	菅　谷　知　央

議　事　日　程

令和７年３月５日（水曜日）午後０時５９分　開　議

１．議案等の審査

（１）　議案第２４号　かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（２）　議案第２５号　かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（３）　議案第２６号　かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（４）　議案第３８号　令和６年度かすみがうら市一般会計補正予算（第１０号）

（５）　議案第３９号　令和６年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

（６）　議案第４０号　令和６年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

（７）　議案第４２号　令和７年度かすみがうら市一般会計予算

（８）　議案第４３号　令和７年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

（９）　議案第４４号　令和７年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

開　会　　午後０時５９分

○岡﨑　勉委員長

ただいまの出席議員は 13 名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。それではただいまから令和７年第１回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

それでは昨日に引き続きまして議案第 42 号のうち、生涯学習課に対する質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

予算書の 125 ページの一番上段の 14 のところで空調工事っていうのがあるんですけども、この内容についてちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長（乾　文彦君）

昨日からの事務所の移転に関係するんですけども、博物館内の事務所から今度、研修施設の方に事務所を移転するにあたり、それに伴う事務室の空調工事が必要となることから、その予算を計上させていただいている内容でございます。

○櫻井健一委員。

その研修室というのは今現在は空調施設は全然ない状態なんでしょうか。

○生涯学習課長（乾　文彦君）

今現在エアコンが設置されてないところに事務所を移転するもので、新たに設置する内容となります。

○櫻井健一委員。

今移る想定である研修施設なんですけども、今の研修施設から事務所というような形に変更になるということで、空調だけで済むんでしょうか。机ですとかいろんなものが今度必要になってくると思うんですけどその経費なんかはどのようにされているんでしょうか。

○生涯学習課長（乾　文彦君）

事務机とか、その他備品等もあるんですけども、それは現在事務所に設置されているものをそのまま

再利用するような形で考えております。
○櫻井健一委員。
あと、その２段下の電話の設備といったところで 176 万円。これについてもちょっと教えていただけますでしょうか。
○生涯学習課長（乾　文彦君）
これにつきましても、先ほどの事務所移転に絡んでくるんですけれども、暫定で最低限使えるような状態に、今月中、３月中に電話の仮設工事は実施する予定でございますけれども、どうしてもある程度新たに電話機を設置したりとか、そういうことも必要になってくるということで、その分については、新年度予算に計上させていただいているという内容になっております。
○櫻井健一委員。
ということは同じく電話の設備も今の研修施設にはなくて、新たにするということなんですけども、これ、電話だけなんですか。パソコンとかいろんな通信機器なんかも含めてなんですか、電話だけなんでしょうか。
○生涯学習課長（乾　文彦君）
現在使っている事務用のパソコンなんですけれども無線 LAN で業務を行っておりまして、無線 LAN の環境が整っているのでそのまま使えるということになります。
○櫻井健一委員。
ということは、パソコンに関しては無線で飛ばして届くということが実証済みだということで、それ以上はなくて､電話の設備はそこに引くということなんですけど､そこにはもう無線 LAN はつけないで、今までの歴史博物館のほうの Wi－Fi の設備を使ってやるということでよろしいんですかね。
○生涯学習課長（乾　文彦君）
現在すでに研修施設に設置されている無線 LAN を使って、業務を行うということで、新たに設置するものでもなく既存の歴史博物館内の無線 LAN ではなくて、すでに研修施設内に設置されている無線 LAN のほうを使うということになります。
［設楽委員　入室］
○櫻井健一委員
今現在無線 LAN は研修施設には使えるように設備がしてあるんですけど、電話の設備はないっていうことなんですか。通信網はあるんですか、今現在って。そこはどうなんですかね。
○生涯学習課長（乾　文彦君）
電話の回線と庁内で使っている無線 LAN の回線は別回線と考えていただければよろしいかと思います。
○櫻井健一委員
ということは、歴史博物館の窓口業務の委託がもしなくなれば、この予算も一緒になくなるというような解釈でよろしいんですか。
○生涯学習課長（乾　文彦君）
事務所の移転が必要なくなればその電話の設置も必要なくなるということになるかと思います。
○櫻井繁行委員
櫻井健一委員のちょっと関連なんですけども、今回の窓口業務委託 977 万 4000 円は、人件費っていうのはよくわかりました。
その中で、事務所移転に伴う経費って 275 万 8000 円じゃないですか、先ほどの議論に上がっている

ところ。で、いろいろ経費削減をして、緊縮財政の中で取り組んでいくっていう考えなんでしょうけれども、電話設備費にこれ 176 万円もかかるものなんですか。

ちょっとそこの内訳、無線 LAN なんかを使いながらしっかり節税でやっていただいてるような気はするんですけれども。どうしてもここの金額が、ボリュームが多いような感じがするんですけどいかがですかね。

○生涯学習課長（乾　文彦君）

詳細がちょっと、見積もりが今手元になくて大変恐縮なんですけれども、先ほど申し上げた暫定の電話工事につきましては、既存の電話機を使っての、最低限の移設を暫定、年度内にさせていただいて、新年度におきましては、電話機、もう古いものを使っておりますので、それも新たなものを購入してなおかつ回線を新たに引くというようなことも聞いておりますので、それだけの費用がかかるというふうなことで見積もりをとった上での計上となっております。

○櫻井繁行委員

今課長から、新年度いろいろ新規で電話機とかの交換も入ると聞いているって話なんですけど、それ、課長のほうで把握しているわけではなく、どこか違う組織がこれを管理しているということなんですか。

○生涯学習課長（乾　文彦君）

ちょっと説明が明確でなかったと思いますけれども、今手元に詳細な見積もりがございませんので、ちょっと内容が細かく説明できないんですけれども、新たな回線を引くのと、あと電話機の新たなものを購入すると、そういうものを含めての内容が 176 万円ということで、見積もりをとっているのは生涯学習課歴史博物館でとっておりますので、そのような内容となっております。

○櫻井繁行委員

もちろん当初予算なので、しっかり予算計上の積み上げを見ていかなきゃいけないと思っているんです。

昨日は、学校教育課で、大分財政が緊迫していて会計年度任用職員を 11 名も減らすというような当初予算が組まれているところもあるので、やはりこのサムライミュージアムについては少し慎重に、この 1253 万 2000 円の支出に対しては、考える必要があるのかなと。これ以上は答弁結構ですけれども私自身でちょっと考えさせていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

今の両櫻井委員が言ったことと関連するんですけれども、つまりこれ、歴史博物館の窓口業務委託に関連して、今言った空調工事、備品、電話設備、総合的にこれに関わって、歳出が出たというふうな理解でよろしいですか。

○生涯学習課長（乾　文彦君）

窓口業務委託と申しますか、事務所の移転に伴う空調工事、電話設備の新設ということになりますので、業務委託に関係する予算ということになるかと思います。

○佐藤文雄委員

それからかすみがうら FC に依頼するという話をしていましたよね。それが３人で、実質何か２人でやるんだとか何とかって、部長が何かよくわからないこと言っていたんだけど、今現在の歴史博物館にいる人員、これはどういうふうになるんですか。どういうような形になるんでしょうか。仕事も含めて。

○生涯学習課長（乾　文彦君）

これまで主に窓口業務を担当していただいた職員が１名いたわけですけれども、窓口業務を委託することによりまして、会計年度任用職員が１名減になりまして、あと、業務につきましてはその窓口業務

一切をこのかすみがうら FC に業務委託するということになりますと、それ以外の業務を歴史博物館の職員のほうで行うという形になります。

なお、昨日もご説明させていただきましたが、現在８名いる職員が、一応今の予定でいくと、窓口業務の職員が１名の減と、帆引き船の業務の職員が１名減るので、このままスライドになれば６名体制になるという形になるかと思います。

○佐藤文雄委員

ここでもコストカットが出てきちゃうんですね。かすみがうら FC に頼んだということで、今８名。その中で、窓口がマイナス。

もう１つ、帆引き船がどうのこうのってそれがマイナスっていうのはどういうことですか。わざわざ帆引き船のために１人、会計年度任用職員か何か雇っていたんですか。

あと、残りの６名はどういう役割を果たしている、それ以外というのがよくわからないですよね。かすみがうら FC がやる事業以外、それを、それ以外っていうんですか。

○生涯学習課長（乾　文彦君）

先ほどの帆引き船業務の会計年度任用職員ということにつきましては、帆引き船保存関係の事務担当が今度観光課のほうに移る関係で、歴史博物館として職員が１名減になるというような内容となっておりますので、窓口業務の１名と帆引き船業務の担当が、観光課に移ることによりまして、２名減になるということになります。

○佐藤文雄委員

だから、観光帆引き船云々かんぬんっていう、その事務局を担当してる人が、ただ、観光課に移るだけだったら、プラスマイナスゼロってことですね。ということは実質的に、今言ったように、かすみがうら FC がやる窓口業務以外っていうのは何を指すんでしょうか。

○生涯学習課長（乾　文彦君）

歴史博物館の業務なんですけれども、事業計画でいきますと、事業計画の 63 ページ、64 ページ、65 ページとございますけれども、歴史博物館自体の運営業務でございますとか、他に富士見塚古墳公園の管理でございますとか、文化財の保護に関係することの一般、埋蔵文化財に関すること、あと、ジオパークに関係することなどの業務を別に行っております。

○岡﨑　勉委員長

昨日の答弁できますか。

○教育部長（加藤洋一君）

昨日設楽委員からご質問がありましたかすみがうら FC に委託をする理由ですけれども、歴史博物館としましては人を呼びたいというのが大前提でございます。そういった中で、歩崎周辺の古民家を改修した江口屋ですとか、水郷園のオープンなど、市内外あるいは国内外からの集客が見込まれる環境が整いつつあります。

かすみがうら FC は市の出資法人であって、交流センターの指定管理業務ですとか、古民家江口屋、水郷園といった、観光の方面でも業務委託の実績があり、ノウハウも兼ね備えているというのがかすみがうら FC でございます。

歴史博物館の窓口業務をかすみがうら FC に委託することで、歩崎地域に宿泊したお客さん、あるいは観光で訪れた方に対しまして歴史博物館への誘客、そういったノウハウを活用した対応が期待できるということから、かすみがうら FC に業務を委託したいと考えているところでございます。

○設楽健夫委員

遅れて申し訳ございませんでした。

私かすみがうら FC に窓口業務を委託するということについて、昨日も質問させていただきましたけれども、私が最初に何が起きているんだろうなって感じたのは、一番最初に、あそこの事務室の整理をしていると、いろんな関係で私も文化財関係でいきますので。

そこでいろいろ聞いていったら、どうもわからないので、乾課長に聞いたら、受付業務を変えるっていうことを、文教厚生委員会で言うんだと。実際の事業計画全体はどういうふうになっているんだという話を聞いたら、その辺については、明確な回答はその時点では私はもらえなかったと。で、文教厚生委員会があったと。その中では、市長からの指示でという話があったという話は聞いています。そのあと、全員協議会に書類が出てきたと。もちろん、文教厚生委員会にも、令和７年２月 17 日ですか、資料が出ていましたから、そういうところでこれは何が起きているのかなということで、ちょっとこの点については関心を持っていたと。で、今回窓口業務ということで予算化されていますけれども、この点については、私は、全員協議会に出されている文章を見ると、歴史博物館の展示内容との相乗効果により、歴史博物館の集客能力を高める、そのためにやるんだというふうに書いてありますよね。

ただ、この受付窓口は歴史博物館の窓口でありますし、歴史博物館の展示を紹介していく、あるいは教育に使っていくっていうのがメインになってきますよ。

このサムライミュージアムは、サムライ文化に関わる甲冑とか模造刀とか掛け軸等の展示、これの販売コーナーですよね、言ってしまえば。

それの受付業務をもって歴史博物館の業務を助けるんだ、というふうに言っていますけれども、歴史博物館の主要な構成要素といいますと、受付の正面展示室が定期的に行われて、そこで学芸員の方々が様々な研究をしながら、情報を集めながら、この展示室を展開していく。１階は帆引き船の展示ももちろんあります。２階は近代文化、３階はおそらく古代文化ですね。４階は展望台になっている。学芸員が正面展示室を使って定期的な企画を行って、小中学生も来る、近隣の方々も来て、近代古代の文化研修を行って、訪問者に展示説明を行って、かすみがうら市の歴史文化の学習を提供していると。そういう活動の中で、サムライミュージアムの１つのコーナーであるサムライミュージアムの受付の人たちが、この業務を遂行していけるとは私は思えないんですね。

そういう意味では受付業務をサムライミュージアム管理を行うかすみがうら FC に委託することで、歴史博物館の本来の業務が遂行できるのかということをずっと考えてきていた。

歴史博物館は学芸員が歴史文化教育も展開していると、そういうところでもあります。

この業務委託の前に、もう少し教育委員会としては、本来の歴史博物館の役割を再確認していく必要がある。その上で、様々な企画をやっぱり計画していく。

また、先ほどからもありましたけれども、財政難の折で、採算の見通しも、しっかりしていない、まだ事業計画書も出ていない、かすみがうら FC の損益計算書も出てきていないので、不透明な事業については、もう少しやはり検討していく必要があるんではないか。

ということで、この件については、慎重に、この 977 万 4000 円の執行については、私からすれば、これは停止して、そして慎重に再検討していって、これ以降の計画について、提案し直してくるっていうことが必要なんではないかということで、私は昨日質問をしていました。

再考をお願いしたいということです。

○教育部長（加藤洋一君）

今のご意見ですけれども、かすみがうら市歴史博物館の展示は、今までどおり、そこはいじらないというのが大前提でございます。今後も、今まで同様の展示をしていき、そういった中で、かすみがうら

FC が目的外使用で、展示販売をするといったことでありますので、そういったことを含め、人も呼べるんではないかという判断のもと、計画をした内容でございます。

また、かすみがうら FC、先ほども申しましたけれども、歩崎公園内の業務を請け負っております。その辺を一体的にかすみがうら FC がやることで、現在展示している歴史博物館への集客も見込めるという思いでございますので、ご理解を賜ればと思います。

また業務委託の約 970 万円の予算ですけれども、昨日も少し触れましたけれども、人件費が主な金額となっております。３人をローテーションで常時２名というような内容になってございますが、こちらについてもかすみがうら FC と協議をして、なるべく予算を抑えられるような工夫をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、設楽委員が言ったのは、歴史博物館の存在意義なんですよね。それが前面になっているんじゃなくてサムライミュージアムということになると、それが後景に追いやられてしまうんじゃないかっていう心配があるわけですよ。だから言っていると思うんだよね。

財政の問題については今、移ることによって、また余計なお金がかかると。それと、今日は人件費だけだと言ったけど、改装するわけでしょう。改装するには、どのぐらいの改装費がかかるんですか。そういうことも明らかじゃない。

ただ、とにかく人件費を入れて、かすみがうら FC のどういうすばらしい能力のある人が入るかどうかもわからないじゃないですか。だって古民家江口屋だとかいろいろそういうものを取り組んでるから、それとアクセスして、案内ができるって、何か意味がわからないよね。その担当者が案内するわけじゃないでしょう。ただそこにいるだけなんじゃないですか。全体のイメージがはっきりしないんですよ。文教厚生委員会でも言ったけど、このイメージが、どういう、サムライミュージアムと、この関連がリンクしないんですよ。それはわかってますか、部長は、どういうイメージなのか。事務室をどういうふうに改装して、どういう流れでいくのか。あの鉄の扉。跡地の扉だよね。ああいうふうにすっといけるようにするには、かなりの改修費用が出てくるんじゃないですか。どういうイメージで発注だとか、刀とかそういうやつを展示するんですか。で、売るときにはどういう形で売るんですか。

そういう総合的なものが、きちっと示されないで、ただ窓口で 977 万円、あと事務所を移転するメンバーだけの空調だとか何とかっていうと、見えないですよね。これで承認しろというのは無理だと思いますよ。いかがですか。

○教育部長（加藤洋一君）

まず事務所の改修につきましては、かすみがうら FC 側が行い、市の予算では支出をしないということでございます。

改修についても、どの程度というのは聞いた話では、壁に刀を飾れるようなフックを取りつけるとか、そういった程度で、改修にあまり費用はかからないというふうに聞いております。

また、展示については、事務室を展示ということにするわけですけれども、甲冑を十数体連続して並べて、展示をするというようなことも聞いております。

○佐藤文雄委員

だから、そういう全体構造が、聞くところによるとじゃ駄目だと言っているのよ。

聞くところによるではないんだよ。予算なんだから。

これは我々議員が明確にわからないとわからないと言っているわけですよ。

うまく壁をに刀をこうやって並べる、甲冑を並べる。それで簡単に、かすみがうら FC がその財源を持

ってるんですか。逆にまたかすみがうら FC に、管理委託みたいな形でお金をまた投入したりしたら、元の木阿弥ですよ。そういうイメージが、今回のこのサムライミュージアムとこの受付問題ではっきりしないんですよ。

部長わかりますか、自分で。

○教育部長（加藤洋一君）

今回のまず予算約 970 万円は、あくまでも今までの歴史博物館の受付業務を委託するという金額でございます。それとは別にかすみがうら FC のほうから、目的外使用で展示販売をしたいという申出がございましたので、それに伴ってかすみがうら FC に窓口業務を委託するものです。市の予算として支出するのは委託料の約 970 万円のみで、改修費その他は、かすみがうら FC が行うということでございます。

○櫻井健一委員

全体的に、文教厚生委員会での説明の中でも、市の支出と利益というところが明確でないということで資料請求している途中で全員協議会に出されたというような経緯があります。

文教厚生委員会の中でも納得した答えが出てない段階で事が進んでいるというような印象を受けておりますが、サムライミュージアムという博物館とか歴史館、美術館みたいなことに、そぐう場所なのかっていうことを考えたときにも、ここの事務室というのはトイレの反対側に入る１つの窓しかないんですね。これを改装するにしてもガラス張りにできるわけでもないですし、周りの壁はお城のもう外壁と繋がっているような状態だと思うんですよ。こういったところに人を誘導していくっていうのも、またこれ大変であると思います。

甲冑を飾ったり模造刀を飾るんであれば、入ってきた展示スペースに置くということだったらわかりますけれども、１つの個室の中に物を入れてというような形になってしまうんだと思うんですね、今の構造を理解した上でお話させてもらえれば。

人を呼び込むというような目的の中で、毎年支出が 970 万円とかっていうものがかかっていって、真に利益がどれだけあるのかといったところも、寄付だとか、そういう形でしか説明がない中で、空調とか暖房、電気代全部、それは市で持つよ、それでそこで商売やらせるよっていうような話もちょっと理解でき難いんですね。

こういうことを踏まえても、どうも納得ができない状況で、人を呼ぶんであれば、今やっている館長がやっているその伊東甲子太郎のお話ですとか、かすみがうら市の歴史を、もっとインターネットで配信するとか、違うやり方も考えられると思うんですね。そういったことが考えられて、こういうことに至ったのかっていうのがすごく疑問であるんですけども、そういう検討はされた上でのことなんですか。それともサムライミュージアムありきなんですか。そこを教えていただきたいんです。

○教育部長（加藤洋一君）

もちろん歴史博物館そのものはいじらないというのが基本であり、今まで同様、特別展ですとか、企画展を開催していきます。その上で事務室をサムライミュージアム、仮称ですけれども、行うということですので、今まで同様そこは運用していきたいということでございます。

○櫻井健一委員

それであれば、歴史博物館はこれまでどおりかすみがうら市の歴史を語るうえの博物館として利用して、サムライミュージアムは、そこの場所とは別に考えて、一緒に考えなければいいんじゃないんですか。これだけのお金をかけてやるんであれば、もっときちっとした下準備をして、企画はいいんだと思うんです。すごく人を呼ぶことも、物を売ることも、歴史に携わってもらうこともすごくいいと思いま

すから、そのお城を使うって言ったところからずらして考えるっていうような、１つの考え方の方向転換ということも視野に入らないでしょうか。
○教育部長（加藤洋一君）
先ほど冒頭でも申し上げましたとおり、歴史博物館として、人を呼びたいというのが大前提であります。そういった中で、サムライミュージアムを歴史博物館の中でやることが意味があると思っております。別ということは現在考えておりません。
○櫻井健一委員
人を呼びたいということであれば、これをやることによってどれだけの集客を求めているようなデータはあるのか教えてもらえますか。
○教育部長（加藤洋一君）
これから新たにやる事業でございますのでデータはございません。
○櫻井繁行委員
実績値、ちょっと確認させていただきたいんですけれど、令和５年度は出ていると思うので、歴史博物館の来場者数っていうのは、ちょっとお伺いしたいんですけれども。
○生涯学習課長（乾　文彦君）
今の令和５年度の数字が出ているということでお話がありましたように、入館者の数でいきますと令和５年度は１万 1254 人。令和６年度が１月末現在で、9,753 人という実績となっております。
○櫻井繁行委員
事業概要説明書を見ると、先ほどから議論になっている人件費のところですよね、かすみがうら FC の委託、これって令和６年度だと、会計年度任用職員にお願いして、305 万 3000 円で済んでいるんですよ。それがかすみがうら FC に業務委託をすることによって、977 万 4000 円の支出になるわけですね。この差額が、672 万 1000 円も増えるわけです。
その中で、今答弁あったように、令和５年度、１万 1254 人来場しているということで、さらに来場者を増やしていきたいと言いながら、令和７年度の目標数値１万 2000 人ですよ。これ、746 人しか増えてないじゃないですか。やっぱりこの費用対効果とか、本当に担当課として熟知してこの計画を作っているとは、正直言うと理解ができないんですよね、やっぱり。本当に厳しい財政の中でやっているっていうのは重々、昨日も市長公室長なんかの話もありましたけれども。
だからやはり適材適所、しっかり落としちゃいけないところに財源を振り分けなきゃいけないっていうのは、我々議員の気持ちですから、もしその辺、今私が説明したようなところですよね、670 万円も金額を上げて、700 人程度しか歴史博物館に目標設定をしていないっていうところが、やっぱりどういうふうに考えても理解できないところなんですよ。
だから皆さんが心配していると思うんですけれども、その辺、最後に私から質問させていただいて長くなってもあれですから、終わりにしたいと思いますが、いかがですか。
○教育部長（加藤洋一君）
今、委員おっしゃる通り、甘い部分もございますけれども、先ほどから申し上げておりますが、人を呼びたいということでございます。
また、約 670 万円増えるというところでは、令和６年度までは会計年度任用職員の給料と、それプラス、補助的に正職員が携わって窓口業務を行ってございました。
委託することによって、正職員がその窓口業務に携わらないことで、事務の軽減になり、本来の歴史館博物館の仕事に従事できるといったところで、数値的には現れませんけれども、そういったメリット

もあるんではないかと考えております。
○岡﨑　勉委員長
　ほかに質疑ございませんか。
○小倉　博委員。
　人を集めるという意味では、今のサムライミュージアムってのは、いいなと思ったんですけれども、窓口に甲冑、掛け軸、模造刀、あと展示販売っていう言葉がちょっと気になるんですけども、販売っていうことは、要するに展示している品物に値札がついているとか、裏を返せばそういうのがあるとか、そういう状態がこうロケーションとして出てくるんでしょうか。
○教育部長（加藤洋一君）
　展示販売ということで、メインは展示になりますけれども、その中で欲しいという方には販売をするということで、そこで値札がついているかどうかはわかりませんけれども、欲しいという方は交渉の中で値段が決まっていくものと思います。
　市は運用に関しては携わらないところでございますので、かすみがうら FC がその場所を借りて、市から言いますと、場所を提供して、運用をしていくということでございます。
○小倉　博委員
　かすみがうら FC、名前が変わってかすみがうら FC になったんですけれども、出資団体も本市が入っていると。要するに販売するからには利益が上がるわけなんですけども、文教厚生委員会の中では、寄付という言葉が出てきたんですけども、その辺の話は進んでいるんでしょうか。
○教育部長（加藤洋一君）
　文教厚生委員会でも触れておりますが、民間業者から、歴史博物館への協力をしたいというような申出がございまして、それがどういう形かといったときに、売り上げの一部を市に納めたいという話で、今現在もその話は継続してございます。
○小倉　博委員
　私もいろんな、そういう歴史的なことは興味があって、いろんな甲冑とか、いろんなもの見て歩くのが趣味なんですけれども、業者がそういう申出があったってことはわかるんですけども、その業者の選定に至って、入札とかそういうことをしながらというのは考えありますか。
○教育部長（加藤洋一君）
　あくまでも管理運営するのはかすみがうら FC でございます。かすみがうら FC が展示をする品物の調達するのを民間業者にお願いをするということですので、市が直接その民間業者の選定をするということではございません。
○岡﨑　勉委員長
　よろしいですか。
　ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
　次に議案第 24 号　かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
　市民部から特に補足説明等はございませんか。
○市民部長（廣原正則君）

議案第 24 号　かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案概要書は 14 ページでございます。議案集は 27 ページになりますが、こちらの補足説明はございません。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等ございませんか。

挙手の上、ご発言をお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 25 号　かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第 25 号につきましては、環境保全課山口課長から説明をさせていただきます。

○環境保全課長（山口由晃君）

議案第 25 号　かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案集は 28 ページ、議案概要書は 15 ページをご覧ください。

内容といたしましては、令和５年５月に施行された盛土規制法と、かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例において、重複する部分を整理するために条例を改正するものです。

経緯といたしましては、令和３年７月、静岡県熱海市で大雨に伴い、盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的物的被害が生じました関係で、危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、土地の用途にかかわらず、全国一律の基準で包括的に規制するものです。

盛土規制法においては、災害防止の目的や、盛土の高さ、勾配等の技術的基準に関する規定を設けているため、盛土規制法とかすみがうら市の条例の重複する部分を削除するものです。

また、今回は、茨城県でも盛土規制法の許可対象面積に合わせ、県条例の許可対象面積も、現行の 5,000 平方メートル以上を 3,000 平方メートル超に引き下げることといたしました。

それに伴い、市の条例も、5,000 平方メートル未満を 3,000 平方メートル以下に引き下げるもので、県内の市町村でも同様な条例を改正している状況でございます。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言お願いします。

○佐藤文雄委員。

改めて説明で、認識しました。令和３年の熱海市での土砂の崩壊によって、多大な災害があったということで、土砂を埋め立てる条件より、勾配とかそういうところについては、様々な規制が今のところあるけども、その規制の中身で、整理をしなきゃ駄目だということで、その整理をする。整理すると同時に、面積要件を5,000平方メートルから3,000平方メートルに、少なく縮小するという中身なんですか。確認です。

○環境保全課長（山口由晃君）

盛土規制法では、今、佐藤委員おっしゃったように、盛土の高さ、勾配的技術的基準を規制しておりまして、そちらは法律のほうで見ます。

市の条例のほうでは、土の内容を見まして、技術的基準は法律のほうで見るということで、分けて見ることになります。

○佐藤文雄委員

土砂そのもの、土砂の中身もチェックするんですか。

○環境保全課長（山口由晃君）

現在も通常残土条例で土を入れる場合には、分析をしていただいていますので、それは面積によって県条例か市の条例のほうで見ることになります。

○岡﨑　勉委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ご異議なしと認めます。

よって本案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に議案第26号　かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第26号につきましては、地域コミュニティ課松延課長から説明をさせていただきます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

議案第26号　かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足でご説明を申し上げます。

議案概要書の方は16ページ、それから議案書は30ページでございまして、補足説明資料をご用意しておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

本案につきましては、コミュニティ施設の配置の変更及び次年度に向けた部課等の配置替えに伴いまして、部屋割り、そういったものの所要の改正を行うため、条例を一部改正することになります。

今回、補足説明は千代田コミュニティセンターについて、予定している部屋割りの変更についてです

が、配置図をもってご説明をさせていただきます。
図面の方、１階と２階に分かれておりまして、直接条例の改正に関わる部分に関しては、南側の１階の４部屋と２階の４部屋、合計８部屋になります。
これはもともと普通教室であったところを、コミュニティスペースＡから８部屋ですのでコミュニティスペースＨまで配置して、当面、地域の方の利用に資するということで、いろいろな利用を想定して、配置をしておりましたものでございます。
こちらを１階から見ていただきますと、右側からコミュニティスペースＡはそのままとし、隣を学習室に、このコミュニティスペースＢだったところを学習室にいたします。
これは、市民の方から一般図書の蔵書がちょっと少ないというふうな要望をいただきまして、図書館千代田分館の蔵書数を、増やすということで、書棚を４台追加いたしました。これに伴いまして、もともと学習デスクを設置していましたけれども、そのデスクを移動させなければならないということになりまして、特に冬休みですとか夏休みに、児童生徒の利用が多かったというような状況も踏まえまして、新たに常設で学習室等を設けまして、デスクを移動し、配置するということでございます。
学習室の隣が、教育委員会の物置として活用をする予定でございます。さらにその隣が、１階の一番端が生涯学習課の事務スペースということの配置を予定してございます。
２階になります。２階の部分に関しましては同じく南側の部分を見ていただきたいと思います。
一番右側からコミュニティスペースＢ、その隣のコミュニティスペースＣとして配置します。
その隣２部屋が、主に団体、民間ですとか一般市民団体の団体等の常設の展示ですとか利用、そういったものに資するということで、２部屋確保したいと考えてございます。
こちらが直接条例の一部改正に関わる部分でございます。
全体としてちょっと説明させていただきます。
１階の部分をもう一度ちょっとご確認いただきたいんですが、１階の部分で赤文字で示しているところ、もともと事務スペースで千代田公民館が入っていたところに、令和７年４月１日をもって千代田出張所が入ります。その隣、元職員室だったところが、学校教育課のスペースとなります。その下、元校長室だった部屋を教育長室というふうに変更いたします。あわせて、現在北側に出入口を設けておりましたが、新たに昇降口だったところを東側出入口ということで開放する形になります。
○岡﨑　勉委員長
以上で説明が終わりました。
それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。
○櫻井繁行委員
配置図確認すると、団体等が２部屋確保されていますけれども、これ常設利用の団体っていうのはある程度見通しはあるんですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
千代田コミュニティセンターを開館してから、２件ほど、今すぐにということではないんですが、常設で利用できないのかというふうな問い合わせを、民間からいただいております。
もともと地域の方、市民の方優先で、利用していただこうということで当面はコミュニティスペースということで配置していたんですけれども、そういった利用したいという申出がございました。
対して、一般地域の方の利用ということでは、コミュニティスペースＡの利用はある程度あったんですけれども、他のスペースがちょっと空き気味でございましたので、そういったところも踏まえまして、

今後、そういった団体の常設利用のために確保しようということで考えてございます。
○櫻井繁行委員
それでは課長の今の答弁だと、コミュニティスペース、これ１階なんでしょうけれど南側、これはワークショップなんかで使われているような状態があって、２階のこの南側４部屋についてのＢとＣについては、空きが多かったので今後、団体等の常設利用も考えたいというような認識ですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
はい、お見込みのとおりでございます。
○櫻井繁行委員
沖縄県に僕たちも、行政視察に行かせていただいて、オフィスを間仕切りをしてテナントのような貸出をしているような状況を確認はしてきたんですけれども、そういった使い方をこのコミュニティセンターっていうのは想定しているんですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
千代田コミュニティセンター設置前に、地域の方への説明会でも、この南側の部屋の一部は時間貸しではなくて団体等の常設利用も一部想定しているというふうなご説明は、以前からしておりまして、ただ、地域の方の利用はどのぐらいあるかっていうのが最初わかりませんでしたので、一旦はすべてコミュニティスペース、いろんな利用ができるということで、コミュニティスペースとして、配置をいたしました。その後、民間団体のほうの方から、常設利用できるのかという問い合わせがあったので、そういった利用も可能性としてはあるということでございましたので、今回、団体等の利用を想定して、確保させていただいたということです。
○櫻井繁行委員
民間団体というような、今のお話ですけれども、これは、営利団体でも問題ないということですか。例えば非営利団体じゃなければいけないとか、その辺を確認したいんですけれども。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
もともとコミュニティ施設という位置付けですので、多様な利用方法が想定されてはおりました。ただ、今までに利用できるのかというようなお問い合わせいただいた団体に関しましては、名前は差し控えさせていただきますが、障害者の訪問看護ステーションであるとか、あとは社会福祉法人事務所であるとか、そういったお問い合わせをいただいたということでございます。
○櫻井繁行委員
手続きだったり審査だったり、どういうふうに選定をして決定していくのかって、その選定理由なんかもあるでしょうし、あとはどういった形で貸し出しの、月極めの料金をいただくのかとか、その辺もある程度決まっていればお話を、当初予算ですので、わかることがあれば、答弁いただきたいんですけれどもいかがですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
申し訳ございません。細かいところまではまだ詰めてはいないんですけれども、来年度に、こういった団体の利用を想定して公募等の準備をいたしまして、実際に募集して手を挙げていただいた団体があれば、内容を審査させていただいて、ということになるかと思います。
○櫻井繁行委員
次年度も、もう４月１日から始まりますから、待ったなしの状況にあると思うので、ある程度制度設

計をしっかり決められて、しっかりとまた、委員会ないし全員協議会でもいいですけれども、我々議員のほうにご報告をいただきたいと思いますし、しっかりと見守っていきたいと思いますが、いかがですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
はい。承知いたしました。
○岡﨑　勉委員長
ほかにございませんか。
○櫻井健一委員
コミュニティスペースとか小会議室とかって分かれているんですけれど、これって一般の人が例えば集落で会議やりたいよ、と言ったときに、もうコミュニティスペースというところは対象になるのかとか、あとそれをするにあたってどこに、予約のしかたとか料金というのがあれば教えていただきたいと。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
地域の方の利用に関しまして、先ほど来申し上げているコミュニティスペースを中心に利用していただくということでございます。
その他に、図面の２階の北側の部分にですけれども、２階の部分については視聴覚室、それから小会議室、調理室、そういった配置をさせていただいております。
主に公民館事業の利用を想定はしているんですけれども、こういった部屋はもう、条例で時間貸しで位置付けておりますので、地域の方が利用したいということであれば、１時間毎の利用料金をお支払いいただいて、自由に活用していただくことができます。
それと、予約に関しましては、いばらき電子申請・届け出サービスのほうで、オンラインで申し込みを受け付けるという形になっております。
○櫻井健一委員
はい、わかりました。
あと、夏場なんですけれどクーリングシェルターとしての機能みたいなのも作っていたと思うんですけれど、これに関しては、どの部屋が値するかわかるでしょうか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
昨年の夏のクーリングシェルターに関しましては、当面の夏に関しましては、校長室だったところ、次年度からは教育長室に変更になりますが、元校長室だったところをクーリングシェルターとして、配置しておりましたが、今回教育長室になりますので、クーリングシェルター自体は今後も続けていく予定でございますので、今のところ想定としましては学習スペースのところに、一角にクーリングシェルターをつけようかということで内部では検討を進めているところでございます。
○櫻井健一委員
空間の広さが違くて、使う電気料とかいろいろ。かといって、教育長が仕事しているところで休んでいただくことも難しいと思いますので、なくならないように上手に考えていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
はい、承知いたしました。
○小倉　博委員

公民館の事務所と、行政、千代田出張所が一緒の部屋になるということなんですけれども、窓口、ちょっとあまりちょっとよく確認していないんですが、窓口業務となると、待合室とか窓口カウンターとか設置してあるんでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

この部屋に入って、カウンターは当然設置させていただきます。ある程度の待合スペース、ソファーを置いたりですとか、ある程度の待合スペースを確保した上で、カウンターも設置して対応する予定でございます。

○小倉　博委員

公民館っていうのは、今まで一般の人が出入りして、どうしたんだこうしたんだという、まちの様子を聞いたり、運動のことを聞いたりして、自由に出入りできたんですけれども、この行政スペースとなりますと、公民館長に用事があるよ、と来たときに、その行政スペースの中に入れるんでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

本年度につきましてもこの千代田公民館として、事務室を利用してまして、同時に千代田コミュニティセンター、全体の施設の管理の部署としてセンターも入っておりましたので、基本的には部外者はその事務スペースにはちょっと立ち入らないような形をとっておりました。

公民館事業に関しましては、先ほど申し上げたように、２階の調理室ですとか視聴覚室、それから１階の部分では大会議室等がございまして、そちらのスペースを主に利用いただくということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○小倉　博委員

最後に１つだけ。

活動の打ち合わせとか、そういう段階で公民館の役員と話をする場所が、出入りできたんですけども、この次からは前もって言って、部屋を用意してもらって、面接をするっていうことになるんでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご連絡いただいた上で公民館の側で確保させていただいて、打ち合わせをさせていただくという流れになろうかと思います。

○岡﨑　勉委員長

小倉委員、よろしいですか。

他に質疑はないか。

○矢口龍人委員

今の公民館の件なんだけど、これは公民館の位置付けしないのか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

千代田公民館ということで、千代田公民館の拠点という意味と、それと公民館活動の事業、それから組織としても、この千代田コミュニティセンターの中に、入っているということでございます。

○矢口龍人委員

それ、所管は大丈夫なんですか。そういう、要するにそのコミュニティセンターと図書館がごっちゃになっちゃっても、図書館としては問題ない。

それと、あと体育館はどういうふうな位置付けなんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

公民館事業に関しましては、元教育委員会の生涯学習部門でございましたが、事務委任という形で市

長部局に公民館の事業だけ、地域コミュニティ課が引き継いでおりまして、組織的には体制を整えているところでございます。

それから元体育館だった場所に関しましては、これもコミュニティのスペースということで、広くバドミントンとか、あとバレーボール、そういった運動で利用したりだとか、あるいはイベントスペース、いろんな活用がこの体育館でもできるような形になっております。

○矢口龍人委員

千代田公民館が閉鎖して、それの代替施設として、この千代田コミュニティセンターというような、私は考えていたんですけれど、その後、体育館の利活用なんかも、公民館の講堂としての使い方じゃないよね。その辺のところ、要するに公民館自体がもう存在しないというような考え方でいいんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

委員ご指摘のとおり、今現在の利用としては、公民館、その体育館のスペースですけれども、公民館的な利用というよりは、運動スペースとして利用されている方が多いという現状がございますが、すべて講堂の代替というところまではいきませんけれども、元体育館施設に関してはそういった多目的な利用を想定して、位置付けておりますので、今後そういった利用に関しても積極的に PR していきたいと考えております。

○矢口龍人委員

結局、千代田公民館がなくなったわけだから、それの代替施設として、下稲吉中学校の体育館にするわけなんですか。

先だっては、成人式を執り行いましたけども、そのあたりきちっとしてもらわないと。例えば、今、千代田コミュニティセンターにある体育館が何人ぐらい収容できて、例えばイベントとかなんかも、どのぐらいの参加ができるとかっていうこともきちっとしてもらわないと、市民の人たちも理解できないと思うんだよね、その辺のところ。

もちろん、イベントやりたいという方もいるでしょうし、そのときに、これだけの人員が、例えばいつでも何でも用意してありますよということになっていないと、利活用できないと思うんだよね。

もう少しちゃんとしていただきたいと思うんですけれど、ちょっと私の言っていることはおかしいですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘いただいた点を踏まえまして今後周知にも努めて参りたい、収容人数ですとかそういった細かい部分に関しても、周知に努めてまいりたいと考えております。

○矢口龍人委員

どういうふうにしたら利用できるんだかもわからないんですよ。で、椅子がどれだけ用意してある、テーブルもあるよって、そういうところ、ちゃんと貸し出す側として、基礎的な情報はちゃんと示さないと、だって、この体育館利用できますか、我々で、今の段階で。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

繰り返しになりますけれども、積極的に周知に努めてまいりたい…

○岡﨑　勉委員長

その状況がわらないと、周知できないですよ。

○矢口龍人委員

ですから、体育館を新年度で利用したいといったときには、どういう、要するにその施設だから、利用してくださいよっていう、もちろんそのさっきの公共施設の、何でしたっけ、県の、そこへ申し込み

すればできるということ、それも、もうそこに登録したんですか、この体育館は。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　市のホームページ上で、貸出のページの中に、今現在屋内運動場という位置付けで、この千代田コミュニティセンターの元体育館だった場所がありまして、そちらのほうから予約ができるような形にはなっております。あと紙ベースでも利用は可能ですので、施設に来ていただいて書いていただく形になりますけれども、そういったことになります。
○設楽健夫委員
　施設の設置及び管理に関する条例ありますけれども、土浦市のコミュニティセンターにしろ何にしろ、上位法をしっかりと記載して、そのいわゆる管理主管はどこであるのかということを必ずうたっていますね。
　本市の場合については、その辺がちょっと曖昧になっているような話をよく聞くんですけれども、この施設の管理に関する条例及び市の条例というふうに書いてありますけれども、上位法との関係も、しっかりと、やはり関連づけをしっかりさせて、この条例については整理をしていっていただきたいなと思いますけれどもいかがですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　お答えいたします。
　コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例に関しましては、令和６年４月１日施行させていただいておりまして、この条例を制定する前に、上位法も調べた上で、制定をさせていただいております。公民館法ですとか、そういったところも含めて、こちらで研究させていただいて制定させていただいたものでございまして、ご理解いただきたいと思います。
○設楽健夫委員
　上位法については、条例の中にしっかりとやはり記載していくことが必要になってきますので、今後の補助事業だとかそういうところにも必ず影響してきますから、この件については、どういうふうになっているかを、私そこまでは見ていませんけれども、わかればお答え願います。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の第１条で、趣旨、目的の条文があると思うんですが、そちらに上位法は今現在入っておりません。
［小座野委員　入室］
○設楽健夫委員
　じゃあ、その辺の整理はよろしくお願いします。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　はい、研究させていただきます。
○設楽健夫委員
　はい。
　事業概要説明書の、16ページの志士庫第２コミュニティステーションについて、地元の地縁団体へ無償譲渡することから、削るとありますね。
　志士庫第２コミュニティステーションというのは、あそこの西成井下宿地区、西成井上宿地区、西成井横町地区ですか、西成井地区の３つの基礎組織で、使っていたと思うんですね。この地元の地縁団体が登記されて、法人格を取ったということだと思いますけれども、その中で、全部の、今まで使っていた西成井地区の３つの構成団体のうちの全構成団体がここには入っていないという話もちょっと聞い

ているんですけれどもこれはどうなっていますか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
西成井地区の中でご指摘のとおり３つの地区が、あわせて西成井地区ということでございますが、今現在地縁団体に加盟しているのは、西成井上宿地区と西成井下宿地区ということになります。
○設楽健夫委員
今までの歴史的な経過を踏まえて、今の地縁団体が３つの構成要素ではなくて２つの構成要素で地縁の団体が登記されていると。今後の運営だとか、登記含めて、何らかの支障が出てくるということはないですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
今回、西成井横町地区が地域の方の、まず加盟がちょっと少なかったということで、西成井横町の地区に関しましては、地縁団体のほうからちょっと外れておりますが、利用に関しては、西成井地区全体で支障がないようにということで、調整、地元では調整されております。
この後、西成井横町地区の方々も順次加盟するということが、後々可能でございますので、その辺も含めてこれから、引き続き地元と連携してまいりたいと思っております。
○岡﨑　勉委員長
ほかにございませんか。
○佐藤文雄委員
学校教育課が、この千代田コミュニティセンターに移るっていうことになっているようなんですが、スポーツ振興課は、霞ヶ浦コミュニティセンターのままなんですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
組織の改編でスポーツ振興課に関しては生涯学習課に統合ということになってございます。
○岡﨑　勉委員長
ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。
ここで、10 分間の暫時休憩といたします。　［午後　２時１９分］
○岡﨑　勉委員長
それでは、会議を再開いたします。　［午後　２時２７分］
議案第 48 号　財産の無償譲渡についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。
○市民部長（廣原正則君）
議案第48号　財産の無償譲渡について。こちらは議案概要書46ページから47ページ、議案集は104ページになります。
こちらの補足説明はございません。
○岡﨑　勉委員長
以上で説明が終わりました。
それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。
○櫻井繁行委員
ちょっと無償譲渡ということなので、これ、関連は議案第49号でも上がってくるので、先に確認しておきたいんですけれども、無償譲渡の手続きであったり申請だったり、決定とか、その選定理由とか、そういったところというのは制度設計上どのようになっているのかお伺いしたいんですけれども。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
地元との調整をしまして、その結果譲渡という段階になった段階で、市としましては、評価をするために不動産の鑑定を入れております。
その上で、鑑定額に対しまして、市での評価検討委員会を、内部の組織ですけれども、その中で、無償譲渡とするか有償とするかというところを判断いただいて、その上で議決をいただくというふうな流れになってございます。
○櫻井繁行委員
その評価検討委員会というのはどのような方々が務められているんですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
委員長を副市長におきまして、各部長級の職員で、評価の委員会を設置してございます。
○櫻井繁行委員
今回、不動産鑑定額も4万7000円ということですけれども、これはやはり無償譲渡するにあたって、この認可地縁団体っていうような書き方ですから、非営利団体ということもやっぱり選定理由には1つ大きく入っているのですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
無償譲渡の理由としましては、こちら議案概要書にも書かせていただいておりますけれども、平時は、コミュニティ活動の拠点として利用するということ、地域の方の利用に資するということと、それから、選挙時においては投票所として公的な役割に施設として貸していただくということも想定されますので、そういったところも踏まえまして、無償譲渡という形をとらせていただきたいと思います。
○岡﨑　勉委員長
ほかにございますか。
○小座野定信委員
無償譲渡、わかりました。
簡単に聞きます。
登記は贈与を受けた側がするのか、また行政のほうでするのか。それと、ここの建物だけでなく敷地があるわけです。敷地のほうはどういうふうになるのか、この2点お伺いします。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　建物の登記に関しましては市の嘱託登記という形になります。
　土地に関しましては、この土地、地元地域の共有地となっておりまして、これを今後、この認可地縁団体を設置したものですから、この認可地縁団体が適切な処置、いわゆる登記ですとかそういったものに進んでいくものと思われます。
○小座野定信委員
　そうしますと、今度は固定資産税が絡んできますね。固定資産税はどうなるのか。また、その敷地の管理はどうなるのか、この２点。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　固定資産税に関しましては、地域の集会施設として利用に資するということでございますので、税務担当課のほうに、税の免除の申請をしていただいて、税務課のほうで判断させていただく、ということになります。
○小座野定信委員
　その結果は。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　議決いただきまして、譲渡した後で、地域のほうで申請という形になります。まだ判断できておりません。
○小座野定信委員
　だから、無償の申請をするのか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　お見込みのとおり、そういった申請になります。
○小座野定信委員
　もう１つ、再度同じことを２回目聞きます。
　その土地の管理はどうなりますか。今現在、譲渡する前はどのように土地の管理をしていたのか。譲渡してからはどのように管理をするのかということです。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　譲渡前に関しましても、土地に関しては、地域の方の共有地となってございましたので、それまでも地域の方で管理をしていただいておりました。さらに、今後も地域の方の管理ということで進めさせていただきます。
○岡﨑　勉委員長
　よろしいですか。
　ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　質疑を終結いたします。
　これより討論を行います。討論はございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　討論を終結いたします。
　それでは採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 38 号のうち、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第 38 号につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

議案第 38 号　令和６年度一般会計補正予算につきまして、地域コミュニティ課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

議案集は 73 ページ、議案概要書は 35 ページとなります。議案書の 73 ページ、２款１項８目、01 生活安全対策事業、0101 交通安全対策に要する経費の 550 万円減でございますけれども、防犯灯の電気料金が当初の見込みより少額となりますため、減額するものでございます。

次に、0102 地域安全対策に要する経費 205 万 9000 円減でございますけれども、防犯カメラの、これも電気料金、さらには、防犯カメラ等機器保守点検委託、及び、カメラ付き防犯灯設置工事の契約差金、これを減額してございます。

次に９目 03 移住定住促進事業、0301 移住定住結婚支援に要する経費 107 万 7000 円減につきましては、わくわく茨城移住支援金が当初の見込みより申請件数が少なかったため減額するものです。

次に、04 コミュニティ施設管理事業、0401 霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費、1796 万 7000 円の減につきましては、浴室施設の休止による燃料費及び光熱水費の減額、また、霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備改修実施設計業務委託についての、契約差金によりましての減額となります。

次に、0402 千代田コミュニティセンター管理に要する経費 220 万 1000 円の減ですが、開館が３か月遅れたことによりまして、光熱水費及び施設管理委託料を減額するものです。

次に、0403 下稲吉コミュニティセンター管理に要する経費、115 万円の減につきましては、こちらも光熱水費が当初見込みより少額となるため減額となるものです。

次に、議案集 80 ページをお願いいたします。議案概要書は 41 ページになります。

10 款４項２目 03 公民館活動推進事業、0301 霞ヶ浦公民館講座に要する経費、1425 万 2000 円の減額につきましては、霞ヶ浦コミュニティセンター、視聴覚室の LED 照明器具の更新工事に関しまして、当初予定していた工事内容を精査して、実施設計を見直したことによりまして、契約差金と合わせて、減額となるものでございます。

最後に議案集 81 ページ、04 コミュニティ形成事業、0401 霞ヶ浦公民館コミュニティ活動に要する経費で、車借上料については、当初公民館役員の研修に移動研修を予定しておりましたが、研修内容を見直し、バス借上を要しなくなったことから、不用見込みの 64 万 4000 円を減額するものです。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

議案集 73 ページのわくわく茨城移住支援金が見込みより少なかったとおっしゃいましたので、数字を教えてください。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　当初見込んだ当初予算額 250 万円のところを１件の申請でございまして、こちら 60 万円の支出ということでございました。よって大幅に減額というふうになったものでございます。
○佐藤文雄委員
　250 万円が当初の設計だったんですか。250 万円で、60 万円。ちょっと、支援金の、ちょっと細かく教えてくれるか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　わくわく茨城移住支援金につきましては、こちら都内のほうの会社にお勤めの方で、例えばかすみがうら市のほうに、テレワーク等で移住してくるような方、それからそのほかに茨城県の、就職サイトのほうに応募をして、その就職サイトのほうから、就職しましてかすみがうら市に転入された方、そういった方について、支援をしていくという内容になってございまして、県費４分の３の事業でございます。
　単身で転入される方が 60 万円、ご夫婦で転入される方が 100 万円、お子さんがいらっしゃる方が 20 万円ずつの加算がつくような内容になってございます。
○佐藤文雄委員
　ということは、60 万円ということは単身の人が 1 人移住したということですね。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　お見込みのとおりでございます。
　すいません、訂正させていただきます。子ども加算は 30 万円でございました。
○佐藤文雄委員。
　借家でもいいんですか、持ち家なんですか。どちらでも OK なんでしょうか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　住宅を購入した場合ということになります。
○岡﨑　勉委員長
　ほかにございませんか。
○小座野定信委員
　議案集 73 ページの、節で言いますと 14 節工事請負費、防犯カメラ機器等保守点検委託、カメラ付き防犯灯設置工事ですけども、現在何基ほど防犯カメラは市内にあるんですか。また、設置しようとした工事ですけれども、マイナスが出ております。これは何基ほどつける予定だったのか。どこにつけるということは言えないと思うので、何基ぐらいつけるのかということです。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　お答えいたします。
　既存の防犯カメラは 20 基ございまして、新たに今年度予算でカメラ付き防犯灯ということで、これも防犯カメラがついており、防犯カメラの一種かと思います。16 基、新たに今年度で設置いたしました。合計 36 基でございます。
　新たに設置したカメラ付き防犯灯をに関しましては、当初予算で 21 基を予定してございました。予算を計上させていただいており、承認いただいておりますが、このうち、通学路を中心に、あるいは都市整備課の所管する公園とか、そういったところを、関係各課と協議しまして、精査をいたしまして、最終的には 16 基ということで、設置をいたしております。
○櫻井健一委員
　今の防犯カメラの関連なんですけれど、公園って三ツ石森林公園とか、雪入ネイチャーセンター、あ

そこら辺なんかの、林道なんかは、ちょっと違うかどうかわからないですけれど、教えてもらってもよろしいですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

今おっしゃられた場所には設置してございません。

○櫻井健一委員

イノシシっていうよりも森林公園の事務所を荒らされてしまったりですとか、あと今すごくわなの盗難が多くてですね、あれ、自前のわなでしたり、置いてある固定檻でも大人２人ぐらいで持ち上げるような、檻を持ってかれちゃっているという事例が多発しておりまして、鉄とかそういうのを盗難で売っちゃうのか、ちょっと自分で使うのかわからないんですけれど、どんどんそういう犯罪が増えてる状況で、自腹を切って置いている隊員たちがすごく大変な思いをしているということもありまして、林道ですので出るところと入るところはそんなにいっぱいはないと思うんですよ。

その車の管理ができるぐらいの台数みたいなものが、もし対応できるのであれば、公園の管理ということであればどちらの道にも公園がありますので、そういうところで防犯対策の強化をちょっと求めたいんですけれども、いかがでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

今後検討させていただきたいと思います。

○岡﨑　勉委員長

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

質疑を終結いたします。

それでは続いて説明を求めます。説明は簡潔お願いします。

○環境保全課長（山口由晃君）

議案第38号　令和６年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）に係る環境保全課所管分についてご説明させていただきます。

議案集は69ページ、議案概要書は29ページをご覧ください。

初めに歳入となります。

16款県支出金、２項県補助金、３目衛生費県補助金、１節保健衛生費補助金、浄化槽設置整備事業費補助金でございます。

内容は、浄化槽設置整備事業補助金となりまして、令和５年度から５年間の新たな浄化槽整備計画において、毎年度60基の設置を計画しておりましたが、令和６年度において、19基となる見込みがあったことから、495万2000円を減額するものです。

次に、歳出となります。

議案集は77ページ、議案概要書は38ページをご覧ください。

４款衛生費、１項保健衛生費、７目環境保全対策費、01環境保全事業、環境美化に要する経費でございます。

内容は、犬猫等死体処理業務委託として、へい獣の処分に係る費用30万円を減額するものです。

こちらは当初予定していた160件に対しまして、令和７年３月末までの見込みが130件程度になることで、減額するものでございます。

続きまして、02水質保全対策事業浄化槽設置整備に要する経費です。

こちらは先ほど歳入で説明させていただきましたが、設置の実績が19基となることから、歳出につ

きましても、1900 万円を減額するものでございます。
　続きまして、４款衛生費、１項保健衛生費、７目環境保全対策費、03 廃棄物対策事業、一般廃棄物処理に要する経費でございます。
　内容は、委託料において、家庭系一般廃棄物収集業務委託の契約差金として、130 万円の減額、また、プラスチック製容器包装処理業務委託費用として、当初予定していた 210 トンに対しまして、令和７年３月末までの見込みが 168 トン程度になることから、170 万円を減額するものでございます。
　続いて、負担金といたしまして、霞台厚生施設組合負担金でございますが、令和６年 10 月の組合議会において、焼却灰等溶融処理業務委託費の差金及び、周辺環境等整備工事費の差金のため減額ということで今回、3128 万 4000 円を減額するものでございます。
○岡﨑　勉委員長
　それでは環境保全課に対する質疑等がございましたら、挙手の上発言をお願いします。
○佐藤文雄委員
　毎回、浄化槽の問題を言うんですけれども、60 基を計上していて、19 基ですか。
　かなりの差があるんですが、これは 60 基そのものの、整合性が問われるような感じがするんですが、いかがでしょうか。
○環境保全課長（山口由晃君）
　お答えいたします。
　昨年度よりご指摘いただいていることでございますが、来年度予算になりますけれども、直近の３か年を見越しまして、直近３か年の平均といたしまして、来年度は 31 基程度ということで、予算を計上、また計画のほうの見直しもしておりますので、数字のほうは少なくなっております。
　ただ、単独浄化槽の数もありますので、これまでどおり、啓発や、実際に使っている方への啓発を継続していきたいと考えております。
○佐藤文雄委員
　はいわかりました。
　今度平均をとって、31 基、ただ、その分については、60 基という目標はそもそも、今の浄化槽を新規にしなきゃいけないという状況は変わらないので、そのことについては進めていくよと。
　これ、令和７年度の予算のときの問題ということですね、確認です。
○環境保全課長（山口由晃君）
　はい、そのとおりでございます。
○佐藤文雄委員
　それからプラスチック製容器包装処理業務委託が、570 万円で、当初見込みが 210 トンだったのが 168 トンと、プラスチック容器包装のが随分少なくなりましたね。そういう意味では、令和５年度は、どのぐらいだったんですか。
○環境保全課長（山口由晃君）
　令和５年度は 171 トンでございました。
○佐藤文雄委員
　171 トンを 210 トンに予算化したけれども、168 トンになってしまう予想だということですね。
○環境保全課長（山口由晃君）
　はい、そのとおりでございます。
○佐藤文雄委員

かなりプラスチック容器包装は溜まるんだよね。もうちょっと啓発が必要なんじゃないかなと思います。

予算のときにもちょっと言いたいと思うんですが、今、容器包装プラスチックだけじゃなくて、プラスチックそのものの処理も、新たに法制化されているので、その件についても、後で予算のときに話を聞いてみます。

○岡﨑　勉委員長

ほかに質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いします。

○市民課長（小池陽子君）

それでは議案第 38 号　令和６年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、市民課所管分につきましてご説明いたします。

初めに歳入につきましてご説明いたします。

議案集 68 ページをお願いいたします。議案概要書は 36 ページになります。

15 款２項１目１節総務費補助金、マイナンバーカード交付事務費補助金 23 万 2000 円です。

こちらは、マイナンバーカード交付事務に要する事務費に対して国から交付される補助金で、当初見込みより申請件数等が増加したことから、郵送料分を増額するものです。補助率は国 10 分の 10 です。

次に、その３段下、社会保障税番号制度システム整備費補助金（振り仮名）433 万 6000 円です。

こちらは戸籍法の改正によりまして、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることから、戸籍に記録する振り仮名事務に要する経費に対して国から交付される補助金で、通知書の印刷と発送業務に係る経費分となります。補助率は国 10 分の 10 です。

続きまして歳出についてご説明いたします。

議案集 74 ページをお願いいたします。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費、0201 戸籍事務に要する経費の通信運搬費、235 万 9000 円です。

こちらは先ほど歳入でご説明しました、戸籍の振り仮名等の通知書の郵送料分を増額するものです。

次に、戸籍情報システム改修委託 211 万 2000 円の減額につきましては、戸籍の振り仮名記載に係る戸籍の付票システム改修委託が、令和８年度以降にスケジュール変更となったため、不用見込み額を減額するものです。

次に、0202 住民基本台帳事務に要する経費の通信運搬費、23 万 3000 円につきましては、マイナンバーカードの新規及び更新の件数が、当初見込みよりも増加したことに伴いまして、郵送料に不足が見込まれるため、増額するものです。

次に、手数料、8,000 円につきましては、定額小為替交換手数料に、不足が見込まれるため、増額するものです。

○岡﨑　勉委員長

それでは、市民課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○小座野定信委員

議案集 68 ページ、マイナンバーカード交付費補助金ですね、増額となりますけれども、これ、何人ぐらい、今現在で市内でマイナンバーカードを持っているのは、市民の何％ぐらいなのか、もしパーセンテージがわかれば、もしわからなければ人数でも結構ですので、お教え願いたいと思います。

○市民課長（小池陽子君）
お答えいたします。
最新の令和７年２月 23 日現在になります。交付枚数が３万 4726 枚、86％となっています。
○小座野定信委員
はい、わかりました。
○岡﨑　勉委員長
ほかにございませんか。
○佐藤文雄委員
マイナンバーに関わって、いろいろ通信運搬費がかかっているようですが、これは国からの補助は出ているんですか。
○市民課長（小池陽子君）
はい、国の補助 10 分の 10 となっております。
○岡﨑　勉委員長
佐藤委員、よろしいですか。ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。
それでは、続いて説明を求めます。ご説明は簡潔にお願いします。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
それでは議案第 38 号　令和６年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 10 号）、国保年金課分の補正予算について説明させていただきます。
議案集 75 ページをご覧願います。
上から３番目の事業、３款民生費、１項１目国民健康保険費、国民健康保険事業に計上します繰出金については、この後、議案第 39 号に関連します保険基盤安定分など、交付見込みに伴う繰出金の補正でございます。
財源の国庫負担金については、ページが戻る形になりますが、議案集 68、69 ページをご覧ください。
そちら、交付見込みに基づき、基盤安定負担金の補正を行っております。
合わせて議案集 70 ページの中央になります、後期高齢者医療特別会計からの繰入金として、令和５年度決算に伴う療養給付費負担分の精算として 3030 万 5000 円の繰入金を計上いたしました。
○岡﨑　勉委員長
以上で説明が終わりました。
それでは、国保年金課に対する質疑がございましたら、発言をお願いいたします。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。
次に、議案第 39 号　令和６年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。
ここで、委員各位に申し上げます。本件につきましては、市民部並びに保健福祉部に関わる議案であるため、市民部の所管に係る質疑の後、本日審査予定の保健福祉部の所管に係る部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決することといたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか
○市民部長（廣原正則君）
議案第 39 号につきましては、国保年金課豊崎課長から説明をさせていただきます。
○国保年金課（豊﨑良憲君）
議案第 39 号　令和６年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について説明をさせていただきます。
議案概要書は 42 ページ、議案集 83 ページをご覧願います。
補正予算額が、歳入歳出予算額にそれぞれ 454 万 5000 円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 41 億 1489 万 7000 円にするものです。
議案集 88 ページをご覧願います。
６款繰入金、１項１目一般会計繰入金に計上する保険基盤安定繰入金、及び未就学児均等割保険税分、国保財政安定化支援事業分、並びに産前産後保険税分については、それぞれ繰出基準の確定見込みに伴う額の補正になります。
議案集 89 ページをご覧願います。
歳出予算額の補正予算になりますが、５款保健事業費については、健康増進課の所管になります。
続く７款、諸支出金、１項、３目、その他償還金に計上する国庫負担金等返還金については、令和５年度の事業の実績確定に基づく特別交付金等の精算額 199 万 6000 円を計上するものです。
財源については繰越金は出ております。
○岡﨑　勉委員長
それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。
○佐藤文雄委員
最後に話した国庫負担金等返還金について、もうちょっとわかりやすく教えてください。
○国保年金課（豊﨑良憲君）
こちらの返還金については、内訳として、保険者努力支援連動分としまして、195 万 4000 円、並びに令和５年度、出産育児一時金の交付として４万 3000 円の合算額になります。
努力支援事業連動分に関しては、保健事業の成果によるものです。
○佐藤文雄委員
保健事業の成果によるものということは、これ、返還しているということは、当初よりも、あまりよくなかったっということなんですか。
○国保年金課（豊﨑良憲君）
お答えいたします。
当初見込んでいた額を、決算により対象者が減少したことで、減額になった影響によるものです。
○佐藤文雄委員。
対象者が減ったということですから、対象者は、その数字を教えていただけますか。
○国保年金課（豊﨑良憲君）
現在ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど数字を説明するよう…
［「出せばいいべよ、個人的に」と呼ぶ者あり］
○国保年金課（豊﨑良憲君）
後ほど数字を報告させていただきます。
○岡﨑　勉委員長

佐藤委員、どうですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○岡﨑　勉委員長

ほかに質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

次に議案第 40 号　令和６年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第 40 号につきましても、国保年金課豊﨑課長から説明をさせていただきます。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

議案第 40 号　令和６年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について説明させていただきます。

議案概要書 43 ページ、議案集 90 ページをご覧ください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ 4643 万 9000 円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 11 億 6826 万円にするものです。

議案集 95 ページをご覧願います。

１款１項後期高齢者医療保険料、１目特別徴収の保険料の減額及び２目普通徴収保険料を増額するものです。

総額で 1613 万 4000 円の増額の補正となります。被保険者数が当初見込まれたより多かったこと、また、本年度の料率改定に伴い、保険料額が見込みより増額となったものです。

議案集 96 ページをご覧願います。

２款後期高齢者広域連合納付金につきまして、納付金の補正となりますが、歳入で計上した保険料を充てております。

３款２項１目一般会計繰出金については、令和５年度の実質収支のうち、療養給付費負担金繰入の実績に伴う精算額を、一般会計に繰出金として補正しているものです。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは国保年金課に対する質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

歳入のほうをもうちょっと詳しく教えていただけますか。今数字の問題も含めて、人数がどうのこうの、料金改定がどうのこうのって言って、あとは普通徴収のほうもありますよね。その数字的な根拠、数字を教えてください。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

お答えいたします。

被保険者数の増減によっては、当初 7,057 人で見込んでいたところ、令和７年１月末現在で、7,135 人に増えてございます。調定見込みは、５億 5466 万 2000 円のところ、５億 5616 万 9000 円が見込まれ

ております。
予算については、歳出の不足に至ることがないよう、収納率を今回 98%から 99%に見込んでございまして、先ほど説明した金額の補正になっているところです。
○佐藤文雄委員
ちょっとなかなか書き留められないんだけれど、ということは、この現年度分の保険料の、収入ですね、マイナスというふうになっているのは、人数は増えたけれども、当初の予算については、いわゆる徴収率を 98%じゃなくて 99%に見込んでたので、多かった。
料金は上がったけれども、99%という、収納率を最終的に精算すると、この分がマイナスになるということですか。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
特別徴収の減額については、当初見込んだ割合の変更になりまして減額となっております。普通徴収が増額になっている影響は、今年度 75 歳になられた方が、見込みよりその税額が多かったために、今回増額して補正に至った次第です。
あわせて、先ほどの 98%から 99%の収納率を変更したことについては、後期高齢者医療広域連合に支払う負担金に不足が生じないよう、１%を足して今回見込んだものでございます。
○佐藤文雄委員
99%にした理由は、後期高齢者医療広域連合に納付するときに足らなくなると困るということでやったということですね、これは確認です。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
委員お見込みのとおりでございます。
○佐藤文雄委員
そういう話はしましたか、予算のとき。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
はい、説明の中で行ったつもりですが、表現が不足していたのかもしれません。大変申し訳ございませんでした。
○佐藤文雄委員
やっぱり、介護保険の問題とかいろいろ、いわゆる特別徴収というのが結構、多くなってきているんですよね。そういうときに、徴収率の問題というのが出てきますので、それはきちっと説明をしておいたほうがいいかなと思います。
それで、その特別徴収じゃなくて、普通徴収のほうについては、75 歳になった方が、いわゆる特別徴収できないので、普通徴収になると、それになった方の人数も多いけれども、収入も多かったということを言ったような気がするんですが、ちょっと確認です。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
はい、委員お見込みのとおりです。
○佐藤文雄委員
75 歳になった方は、今回、当初の見込みとどのぐらいの違いですか。数字をおっしゃってください。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
大変申し訳ございません。こちらの基礎資料については、計算を後期高齢者医療広域連合で行っているため詳細は把握してございませんが、推移で確認しますと、給与所得者が例年より高くなっている印象がございます。

○佐藤文雄委員
　いや、だから、説明ができないっていう、数字は出せるんですね。後期高齢者医療広域連合に聞くとか何とかで、わかるわけですね。
　今はわからないけれど、手元に資料がないけれども、これはわからないと、また逆にこれがわからないですから。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
　確認したいと思います。
○佐藤文雄委員
　はい、お願いします。
○岡﨑　勉委員長
　ほかに質疑ございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　質疑を終結いたします。
　これより討論を行います。討論はございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　討論を終結いたします。
　それでは採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。
　次に、議案第42号のうち、市民部の所管に係る部分を議題といたします。
　市民部から特に補足説明等はございませんか。
○市民部長（廣原正則君）
　議案第42号につきましては、市民部それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　それでは、議案第 42 号　令和7年度かすみがうら市一般会計予算、地域コミュニティ課所管の予算についてご説明をさせていただきます。
　歳入からご説明いたします。
　予算書は18ページをお願いいたします。
　15款2項1目1節の地域少子化対策重点推進交付金60万円は、歳出のほうのページは、予算書45ページになりますが、0301移住定住・結婚支援に要する経費の結婚新生活支援事業補助金に充当となります。
　次に、ページ飛びまして予算書22ページをお願いいたします。
　16款2項1目1節、説明欄、最上段の地方創生移住支援等補助金142万5000円。
　最初のページと同じです、予算書45ページの0301移住定住・結婚支援に要する経費のうち、わくわく茨城移住支援金に充当となります。
　歳入、予算書28ページをお願いいたします。

21 款５項６目１節の説明欄の中段、自治総合センターコミュニティ助成金ですが、一般財団法人自治総合センターによる、宝くじの売り上げを原資とした、社会貢献事業として、地域住民のコミュニティ活動に対して助成されるものでございまして、280 万円のうち 250 万円分が、下稲吉行政区のお祭りに使用する山車の、制作に来年度は助成される予定でございます。

歳出につきましては、予算書 44 ページの 0101 自治振興に要する経費の自治総合センターコミュニティ助成金に充当となります。

歳入は以上です。

続いて歳出について大きく増減している項目を中心にご説明をさせていただきます。

事業概要説明書は 10 ページ、予算書は 43 ページ下段からになります。

２款１項８目 01 生活安全対策事業、0101 交通安全対策に要する経費 4517 万 6000 円。令和６年度比、169 万 7000 円の減ですけれども、防犯灯に関わる電気料金を実績に基づきまして精査したことによるものです。

他は同程度の予算を計上してございます。

次に、予算書 44 ページの 0102 地域安全対策に要する経費 525 万 1000 円。令和６年度比、688 万 1000 円の減ですが、カメラ付き防犯灯の設置工事が完了したこと、また、空き家対策に係る経費の計上科目を変更したことによるものです。

なお、18 節の家庭用防犯カメラ設置事業補助金 25 万円は、不審者情報が多数寄せられている状況に鑑みまして、自宅に防犯カメラを設置する方に対して、5,000 円を上限に２分の１を助成するもので、令和６年度は、補正予算 50 万円により対応させていただきましたが、令和７年度、次年度は 50 件分の 25 万円を計上し、犯罪の抑止を図るものです。

ほかは同程度の予算を計上してございます。

続きまして、事業概要説明書は 11 ページ。

予算書は 44 ページそのままです。９目、01 自治振興事業事業、0101 自治振興に要する経費 2314 万 6000 円につきましては、令和 6 年度比 318 万 2000 円の増となります。

主に 18 節の地域集会施設整備費補助金の増額によるものです。

ほかは同程度の予算を計上してございます。

続きまして、事業概要説明書 12 ページ。予算書は 44 ページ下段から次ページまで。

02 市民協働事業、0201 市民活動支援に要する経費 601 万円につきましては、令和６年度比８万 2000 円の微減となります。

緑化推進協議会補助金の 50 万円増額分と、まちづくりファンド助成事業補助金 58 万 2000 円の減額分の相殺によってわずかに減ということになりました。

続きまして事業概要説明書 13 ページ。予算書は 45 ページ中段からとなります。

03 移住定住促進事業、0301 移住定住・結婚支援に要する経費 373 万 2000 円につきましては、令和６年度比 62 万 7000 円の減となります。

18 節のわくわく茨城移住支援金の減額によるものです。

また、本事業に新たに 0302 空き家対策に要する経費として計上科目を追加しております。

主な事業としては、18 節の空き家解体撤去補助金 150 万円を計上させていただいております。

続きまして、04 コミュニティ施設管理事業、0401 霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費２億 7433 万 8000 円につきましては、令和 6 年度１億 966 万 1000 円に対して、１億 6467 万 7000 円の増となります。

これは主に12節の霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事管理業務委託1329万円、同じく12節の霞ヶ浦コミュニティセンター長寿命化計画策定業務委託1661万1000円、及び14節の霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事、こちら空調とLED化を同時に実施するものでございまして、２億138万円を継続費で、令和７年度分として計上させていただいたことによるものです。

予算書７ページをお開きいただきたいと思います。

第２表継続費に、霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事を記載してございます。

令和８年度は３億206万9000円で、２年間の合計額が５億344万8000円ということになります。

続きまして、予算書48ページ。

0404コミュニティステーション管理に要する経費、391万5000円につきましては、令和６年度比184万円の増となります。

これは下大津及び志士庫コミュニティステーションの維持管理に要する経費が増加したことによるものです。

続きまして、予算書91ページに飛びます。

上段、１款１項２目、02消費者支援事業、0201消費者支援に要する経費1613万2000円につきましては、令和４年度から、消費性消費者生活センター相談業務を、外部委託により実施しております。

令和６年度比102万3000円の増となりますが、雇用保険法の改正による相談員の社会保険加入に伴う業務委託料の増が主な理由となります。

続きまして、事業概要説明書14ページ。予算書は飛びまして120ページ。

予算書120ページ下段、９款４項２目02公民館活動推進事業、0201かすみがうら公民館講座に要する経費297万3000円につきましては、令和６年度比2240万3000円の減となります。

視聴覚室の照明のLED化のための実施設計及び更新工事の完了によるものです。

最後になります。事業概要説明書15ページ、予算書は121ページ。

03公民館コミュニティ形成事業につきましては、３つのコミュニティセンター全体で1279万7000円。令和６年度比は25万3000円の増となります。

主には物価高騰の影響で、公民館事業の移動講座等のバス借上料や、イベント機材等の借上料を増額して計上したものになります。

地域コミュニティ課からの説明は以上となります。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言お願いします。

○櫻井繁行委員

空き家対策に要する経費214万5000円、これは皆増なんですけれども、空き家解体撤去補助金、これはもともと確か１件当たり50万円とかで見ていたような気がするんですけれども、改めてこの令和７年度当初予算皆増になっている要因を教えていただけますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

空き家対策に要する経費として、新たに計上科目をこちらに追加してございます。

元は、予算書44ページになりますが、0102の地域安全対策に要する経費の中に、空き家対策の部分、この空き家解体撤去補助金ですとか、空き家バンク住宅リフォーム補助金、そういったものを計上してございましたが、空き家対策に関しまして、計上科目を新たに移住定住事業に位置付けまして、そちら

に新たに計上科目を追加して、計上させていただいております。
○櫻井繁行委員
改めて当初予算なので、空き家解体撤去補助金と空き家バンクリフォーム補助金の内訳、どのような計画になっているのか教えてください。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
空き家解体撤去補助金に関しましては、上限額50万円でございまして、令和７年度は３件分の150万円を見込んでございます。
空き家バンク住宅リフォームについては、１件 20 万円が上限でございまして、１件分の計上でございます。
○櫻井繁行委員
あと、ちょっと以前から問題になっているから指摘をさせていただいていた空き家バンクってどうしても登録件数が少ないというお話をさせていただいているんですけれど、令和７年度の空き家バンクの運用というのは、どのように考えて進んでいくのか教えください。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
委員から以前よりご指摘をいただいている部分かと思います。
こちらに関しまして令和６年度、積極的に取り組むということで、以前に答弁させていただいているかと思います。本年度につきましては、担当課としまして、業務担当者と一緒に綿密に計画を立てまして、空き家となっております利活用可能な空き家ですとか、そういったところに関しましては積極的に指導通知に合わせて、空き家バンクの紹介をしたりですとか、積極的に地域に出向きまして調整をさせていただいていて、令和７年度につきましても、今年度これだけ件数を、空き家バンクの登録、５件ほど増えましたので、引き続き令和７年度も積極的に動いていきたいと考えております。
○櫻井繁行委員
地域おこし協力隊の方なんかも入っていただいているようなので、引き続き令和７年度もしっかりと推進をしていただいて、移住定住にもつなげていただきたいと思います。
あともう１点、予算書の91ページかな、消費生活センター業務委託金、1501万7000円のところなんですけれども、これは令和７年度、どういった形の業務形態でいくのか、詳細を教えてください。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
こちら消費生活センター相談業務につきましては、NPO 法人消費者サポートいばらきというところに外部委託をしております。相談員の方は今現在２名体制で常駐をしております。曜日に関しましては、月曜日から金曜日まで、時間としては午前８時半から午後５時までの業務ということで動いております。
主に電話対応それから予約しての来庁者への相談業務への対応といったことでございます。
○櫻井繁行委員
２名分で先ほど社会保険料の値上げという話もありましたけれども、２名分で1501万7000円と多少高額なのかなという感じがしているんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
ご指摘いただいたところ、担当課としましても、同じ業務を行って外部発注している各自治体のほうにいろいろ問い合わせまして、やはり同程度の予算を計上しているということがわかっておりまして、

こちらとしては適正な価格で、委託を発注させていただいているという状況でございます。
○櫻井繁行委員
　当初予算なので、しっかりとチェックをしていきたいと思って見させていただいたんですが、近隣市町村の動向もしっかりと、課長おっしゃるようにとらえながら、少しでも経費削減に、業務委託ですから、削減に繋がるように今後努めていただきたいと思いますが、いかがですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　はい、承知いたしました。
○櫻井健一委員
　予算書45ページの、移住定住・結婚支援に要する経費のところなんですけれども、以前は婚活サポートセンター、市の中でやってたものから、茨城県の出会いサポートセンターに移行したということだと思うんですね。
　以前やられていた、カップルの見守り支援ですとか、そういったところはもう、今現在はやられていないということなんでしょうか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　茨城県の出会いサポートセンターに移行してございまして、やってございません。
○櫻井健一委員
　そうすると県の登録者数が目標値になっていますけれども、市での把握は、県の登録者数で、かすみがうら市の人数だけの把握だけで、今婚活に関してはそんなには見ていないような状態なんでしょうか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　お見込みのとおりでございます。
○櫻井健一委員
　以前、かけていた経費は確か、250万円程度の予算をとっていたのが、ちょっと高くなっている状態であると思うんですね、370万円。ここら辺の金額の兼ね合いですとか、茨城県のシステムを移行することによって、何か手薄になってしまったような感がすごく否めないと思うんですけれども、ここの改善点とか、そういうことに関しては何かお考えあるんでしょうか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　お答えいたします。
　ご指摘いただいたとおり、令和５年度までは市で直営でやってございましたので、そちらの結婚支援事業ということで、低下しないようにということで、県と引き続き連携をして、本年度に関しましては、１回ではあるんですけれども、かすみがうら市に出会いサポートセンターの職員で見ていただきまして、この登録の直接面談みたいな形で、相談会を実施したりということをやってございます。それもこちらからちょっとお願いをして、やっていただいた経緯もございますので、引き続き連携を強化して、対応していきたいと思います。
○櫻井健一委員
　以前は出会ってから、カップルができて、それから何年たったらディズニーランドの券があってとか、広報にも載せていて、それが誓約したというような情報まで、結婚された方がいらっしゃったと思うんですけれど、そういう、深いところまで生活に入っていってというか、そういう温かみがあったような感じがしました。
　これがほかに移行することによって、そういうところまでなくなってしまうというのはすごく残念なことだと思いますので、ぜひ、今付き合っている最中にアドバイスですとか悩み事なんかの相談もでき

たと思うんですね。そういうところまでのケアをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
以前に市で直営で実施していた際の相談員が、県内で今、この茨城県サポートセンターの相談員も兼務しておりまして、今も引き続きやっていらっしゃると思うんですけれども、そういったところでかすみがうら市の人もサポートしていただけるように、ちょっと働きかけは、直営を外した段階ではちょっと話をしたんですけれども、ちょっと答えになっていないかもしれないんですが、そういう状況でございます。
○井出有史委員
相談というのは県の事業でされてると思うんですけれども把握してないんでしょうか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
申し訳ございません。詳細についてはプライベートの部分もございまして、県に確認はちょっといたしてはおりません。
○井出有史委員
県というよりか、そのサポートセンターに入会している方は、多分その相談業務をできると思うんですけれども、そういったところを担当課でも把握しておかないと、せっかく連携を取っているのに、そういったところを相談ができないっていう答弁になってしまうと、ちょっとそれはおかしいかなと思いますけれども、ちょっとしっかりそういうところを把握しておいたほうがいいかもしれないですよ。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
ご指摘いただいた点を踏まえまして、把握できるよう努めたいと思います。
○岡﨑　勉委員長
ほかに質疑ございませんか。
○小倉　博委員
ちょっと質問なんですけれども、予算書の 45 ページの説明欄で 18 番、緑化推進協議会の活動の補助金と、その下のまちづくりファンド助成補助金とありますけれども、その辺、活動の概要等をちょっと教えていただければと思うんですけれども。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
まず緑化推進協議会補助金につきましては、協議会で活動している事業、新生地区の道路沿いにありますような花のみちの管理、それと花いっぱい事業ということで、地域で、例えば、集落センターですとか、地区の公民館ですとかで花壇を整備している地区のそういった活動を検証する事業、そういったことを実施してございます。
もう１つ、まちづくりファンド助成事業補助金に関しましては、これは任意の市民団体の中で、主にソフト事業として、まちづくりに資するような事業、令和６年度に関しましては、千代田コミュニティセンター内の中庭の花壇の管理を、地域で行うというふうな申出がありまして、そちらの団体への補助金ですとか、あるいは下大津の桜保存会のほうで、下大津コミュニティステーション内の花壇を整備したりとか、そういったコミュニティ活動を行う団体に関して、こちらで申請を受け付けて審査をさせていただいて、補助金を交付させていただいているというような事業でございます。
○小倉　博委員
先ほど言いました花のみちのあじさいは廃止をするということで、聞いたんですけれども、それに対してもここ今年度補助金の対象に入っているんでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　当初廃止ということで、検討を進めておりましたが、その後の利活用に関しまして、方向が定まらないというところでございまして、現段階としましては、引き続きあじさいを、花が咲き終わった後に、低位置でカットをして、管理をしていく。春先から少し芽が出て、６月ぐらいにちょっと花が咲くというふうな、なるべく交通の支障にならないように、高枝にならないような管理を引き続きしていくということで、今年度は予算計上させていただいております。
○小倉　博委員
　あじさいって下から切って花は咲かないと思うんだよね。
　わかりました。
○岡﨑　勉委員長
　ほかに質疑ございませんか。
○設楽健夫委員
　緑化推進協議会、霞ヶ浦コミュニティセンターについては、市長の方針かな。それで、あじさいについては、全部抜根するという話から始まって、そこで緑化推進協議会は、解散していると今まで思っていたんですけれど、私もその中に入っているんですけれど、案内もないし、その後、方針が変わって、下から切ってもあじさいは咲くということになって、ここに言っている緑化推進協議会補助金となっていますけど、緑化推進協議会は、今どういうふうになっているんですかね。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　協議会自体は解散はしておりません。解散する場合には総会を開いて、会員の意見を確認させていただくということになろうかと思うんですが、解散の決議はしておりません。
○設楽健夫委員
　休眠状態と。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　解散しておりませんので、令和７年度につきましても、総会を実施して事業計画をお諮りさせていただいて、事業推進していく形になります。
○久松公生委員
　１つだけお伺いします。
　予算書 44 ページの 18 節地域集会施設整備費補助金のちょっと中身を教えていただけますか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　こちらは行政区の活動の拠点となる集会施設、地区では公民館という呼び方をしているところですとか集落センター、そういったところの改修、または建替えに係る経費の２分の１を助成するものでございます。
○久松公生委員
　これは昨年度になれば、どのぐらいを支援する、何件ぐらい使って、この 303 万円は何件分の予算と考えているんでしょうか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
　本年度は１件です。改修ということで、令和６年度は１件、令和７年度も１件分の予算。
○久松公生委員
　その１件、場所はわかりますでしょうか。公民館、場所はわかりますでしょうか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

まだ地元と協議中でございまして、ちょっと控えさせていただきたいと思います。
○岡﨑　勉委員長
ほかに質疑ございませんか。
○設楽健夫委員
予算書46ページの中段12霞ヶ浦コミュニティセンター長寿命化計画策定業務委託の、内容をちょっと説明していただけますか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
この長寿命化計画に関しましては、今年度策定しております公共施設マネジメント計画の中で、RC構造の建築物、公共施設に関しましては、目標として、建築から60年維持していくというふうな設定がなされております。それを踏まえまして、霞ヶ浦コミュニティセンターも、来年度で27年となりますけれども、残りの33年を問題なく維持できるように、この長寿命化計画におきまして、この計画上は20年間、確実に管理運営していくというための、構造物ですとか、それから衛生施設、屋根、外壁、内壁、それから外構、そういったものすべてにおいて、耐力の調査、あるいはアスベストの調査、そういったものの詳しい調査をさせていただいて、確実に今後、先の20年間、施設を問題なく維持していくということを目標とした計画でございます。
○設楽健夫委員
ということは、これは総合調査という感覚でとらえてよろしいですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お見込みのとおりでございます。
○設楽健夫委員
この中には、下のほうに空調設備の工事については、２億円ほど予算化されて、その上のほうには、空調設備の工事管理や業務委託もされて進めていくとありますけれども、その総合調査のときに、今までもありましたけれど、浴室関係の周りの水回りだとかそういうことも含めて、この総合調査になるんですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
建物の構造、先ほど申し上げたように内壁外壁などの耐力調査は含みますが、水回りの設備としては、トイレ、衛生施設、そういったものは、調査を行いますけれども、浴室は含まれておりません。
○設楽健夫委員
含めたほうがいいんじゃないですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
浴室に関しましては前回全員協議会においてもご説明させていただいたとおり、残念ながら、今後、改修して再開することがちょっと、断念せざるを得ないという判断でございますので、浴室に関しましての調査は行ってございません。
○設楽健夫委員
何でこんなこと言うかというと、概算見積もりは出てますけれど、積算表については、一貫して要望しているんですけれど、出ていないんですよね。そういう意味では、どこかで調査して、そして大まかなどういう見積もりかわからないですけれど、積算表のようなものが出てくるような、ことも考えていった方がいいんじゃないですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
概算見積もりは今のところ徴しておりますが、それ以上の詳しい調査はする予定はございません。
○設楽健夫委員
福祉館の協議会の答申書の中には、段階的に廃止していくというふうな答申になっているんですよね。だからそれからすると、ちょっとその答申に対しては、やっぱり真摯に応えていく必要があると思うんですけれども、いかがですか。
○地域コミュニティ課長（松延克彦君）
お答えいたします。
福祉館の答申には、今後、期間を区切って、廃止をする方向が適当であるというふうな答申でございまして、これには、現段階としては、稼働はしているけれども、今後不具合が生じてくるので、そういったところも踏まえて、維持が難しくなった場合には廃止、その期間を経て廃止という方向の答申かと思います。
今回漏水によりまして、休止をいたしまして調査をしたところ、多額の経費がかかるということが明らかなものでございますから、答申の内容に関しましては、段階的期間を定めてということでございますけれども、今回の事情として、そういった漏水の状況があったということは、ご理解いただきたいと思います。
○岡﨑　勉委員長
ほかに質疑ございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。
これより 10 分間の休憩いたします。　［午後　３時５４分］
○岡﨑　勉委員長
それでは会議を再開いたします。　［午後　４時０５分］
続いて説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。
○環境保全課長（山口由晃君）
議案第 42 号　令和７年度かすみがうら市一般会計予算に係る環境保全課所管分について、ご説明させていただきます。
まず歳入になります。主なもののみ説明をさせていただきます。
予算書 20 ページをご覧ください。
15 款国庫支出金、２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金、説明欄の２番目になります。循環型社会形成推進交付金 651 万 5000 円です。
内容は浄化槽設置に係る国の補助金でありまして、先ほど補正予算のところでも説明させていただきましたが、設置計画数の見直しを行いまして 31 基分の計上となっております。
続きまして予算書 23 ページをご覧ください。
16 款県支出金、２項県補助金、３目衛生費県補助金、１節保健衛生費補助金、説明欄の２番目、浄化槽設置整備事業補助金 488 万 6000 円でございます。
こちらも先ほどと同じで直近３か年の実績を踏まえ、60 基の計画のところ 31 基ということで見直しをかけまして、その分の計上をさせていただいております。
歳入の説明は以上となります。

続いて歳出になります。大きく増減している項目のみ説明させていただきます。

予算書 81 ページ、事業概要説明書は 16 ページをご覧ください。

４款衛生費、１項保健衛生費、７目環境保全対策費、01 環境保全事業、0102 環境保全推進に要する経費。予算額 58 万 3000 円。前年度比較で 93%、768 万 4000 円の減となります。

主な内容ですが、特定外来生物等処分委託につきまして、アライグマの処分を業者に委託しております。機構改革により、令和７年度から農林水産課が窓口になるため、農林水産課で予算を計上しているため、減となっております。

また、自立分散型エネルギー設備導入促進の補助金が今年度までありましたが、事業の見直しということで、こちらは計上しておりません。

続きまして予算書同じく 81 ページ、事業概要説明書も 16 ページになります。

その下、0106 エネルギー対策に要する経費。予算額 4 万 7000 円。前年度比較 93%、63 万 4000 円の減となります。

主な内容は、エネルギー対策に関する調査研究に対する旅費等を計上しております。予算減の主な理由といたしましては、令和６年度まで、省エネルギー診断補助や、中小企業省エネ人材育成講習等支援補助金について計上しておりましたが、こちらは令和４年度から３か年制度を設けて実施しておりますが、実際の実績、補助申請の件数が１件であったということもありまして、事業の見直しにより、予算は計上しておりません。

続きまして、予算書同じく 81 ページ、事業概要説明書は 17 ページをご覧ください。

４款衛生費、１項保健衛生費、７目環境保全対策費、02 水質保全対策事業、0201 浄化槽設置整備に要する経費。予算額 2082 万 1000 円、前年度比較で 33%、1029 万円の減となります。

主な内容ですが、水質保全及び生活環境の向上を図るため、家庭雑排水の適正処理と周辺水質浄化を行うため、浄化槽の設置に対する補助となります。こちらは３か年の実績を踏まえ見直しとしております関係で予算が減となっております。

次に予算書は 82 ページになります。事業概要説明書は 18 ページをご覧ください。

４款衛生費、１項保健衛生費、７目環境保全対策費、03 廃棄物対策事業、0301 不法投棄対策に要する経費。予算額 817 万 3000 円、前年度比較で 26%、282 万 2000 円の減となります。

こちらは主な内容ですが、環境保全監視員における報酬及び不法投棄処分委託の費用となります。令和５年度から令和７年度まで３か年で予定していた、これまで溜めておいた不法投棄処分の委託、令和５年度、令和６年度は年間 300 万円ということで計上しておりますが、令和６年度をもちまして、概ね処分が終了したため、その分を減額するものでございます。

次に、同じくその下、0302 一般廃棄物処理に要する経費、予算額４億 3584 万 6000 円、前年度比較で 10%、3826 万円の増となります。

主な内容ですが、家庭系ごみの収集委託として、家庭系一般廃棄物収集業務委託、１億 6933 万 4000 円。前年度比較で６％増、952 万 1000 円の増となります。

要因といたしましては人件費や燃料費の増によるものでございます。

次に、霞台厚生施設組合負担金２億 4520 万 3000 円、前年度比較で８％、1746 万 2000 円の増となります。

内容は、旧霞台焼却施設の解体工事の継続、焼却施設跡地ストックヤード整備工事施工管理の実施によるものでございます。

また新たな予算といたしまして全員協議会等で説明をさせていただいておりますが、霞台みらい交流

館の利用促進ということで助成券、無料券といたしまして、1310 万円を計上しております。
　霞台みらい交流館の利用を促進するために、65 歳以上の方へ１人２枚の無料券を配布するものとなっております。
○岡﨑　勉委員長
　以上で説明が終わりました。
　それでは、環境保全課に対する質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。
○佐藤文雄委員
　浄化槽のことについては、平均３年でやって、31 基に変えて、大幅に減ったけどれも、目標については、60 基を目指すというふうなことでよろしいですね。
○環境保全課長（山口由晃君）
　お答えいたします。
　計画の、一応見直しは 31 基ということで見直しておりますので、以前は 60 基という目標をしておりましたが、31 基ということで見直しをさせていただいております。
○佐藤文雄委員
　だからみんな今言ったじゃないか、見直しをして 31 基になったんでしょうと。でも 60 基という目標は、目標値を追求して、広報に努めるというふうなこと言ったでしょう。その確認です。
○環境保全課長（山口由晃君）
　すみません、説明不足で。一応計画は 31 基と見直しておりますが、当初は 60 基でしたので、31 基以上できるようには目指したいと、啓発等を進めていきたいとは考えております。
○佐藤文雄委員
　よろしくお願いします。
　これ、一般廃棄物のところで、家庭系一般廃棄物収集業務委託。それから、プラスチック、あと霞台厚生施設組合の負担金。それぞれ聞きたいと思いますが、家庭系一般廃棄物収集業務委託、これはどのぐらいパーセンテージがアップしたんですか。
○環境保全課長（山口由晃君）
　前年度比較で６％増で 952 万 1000 円の増ということになります。
○佐藤文雄委員
　それで、プラスチックのほうに移りますけど、プラスチックは今回の目標は何トンですか。
○環境保全課長（山口由晃君）
　令和７年度は 170 トンということで目標を立てております。
○佐藤文雄委員
　210 トンから 170 トンに減らしちゃったわけですね。それは何か理由があるんですか。
○環境保全課長（山口由晃君）
　令和６年度、ちょっと見込みすぎたのかもしれませんが、令和４年度が 180 トン、令和５年度 170 トンということで、その辺の数字を見て、令和７年度は 170 トンということで計上させていただいております。
○佐藤文雄委員
　プラスチックそのものの、今法律が変わって、容器包装だけじゃなくて、通常のプラスチックも、リサイクルをするというふうになっていますよね。それについての検討はしているんですか。
○環境保全課長（山口由晃君）

お答えをいたします。

佐藤委員ご指摘のように、プラスチック、現在はプラスチック製容器包装のみということで、分別していただいて、別で収集をしている状況でございます。

2022年の４月からプラ新法ということで、プラスチック資源循環促進法が施行されたことに伴い、プラスチック製容器包装だけではなく、プラ製品全部の分別収集及びリサイクルについて努力義務ということで、なっております。こちらにつきましては、県が中心となりまして、現在ワーキンググループを作って勉強している状況でございます。市町村につきましては任意の参加となっておりまして、かすみがうら市も参加させていただいております。

今後につきましては、現在プラスチック製容器包装だけではなくて、プラ製品全部のリサイクルをできる施設が県内に今現状ないということで、その辺も含めて、県と参加している市町村も含めて現状勉強している状況でございます。

○佐藤文雄委員

県でワーキンググループで協議しているその中に、本市も入っていると。

この容器包装じゃない、全体のプラスチックのリサイクルについては、それを処理する工場がまだないので、それについてはまだ、見通しは出てないということですね。

○環境保全課長（山口由晃君）

現状、はっきりした見通しというのはまだ、ちょっと情報等も入っていない状況でございます。

○佐藤文雄委員

ありがとうございます。

まだ霞台厚生施設組合の、これは一番、ポイント。私もですね、わからなかったんですが、ごみ処理広域化に伴う遠方化というのがありますね。これについては、我々議会も全く知らなかったんですが、簡単に言うと、旧施設までの運送費、新施設、いわゆる今の霞台厚生施設組合の施設の、運搬費の差額を各自治体ごとに出して、どのくらい増えたか。その増えたやつを全部一緒になって、それを簡単に４分の１に分けて、それを負担しているということが、この前わかったんですが、この点について説明していただけますか。

○環境保全課長（山口由晃君）

今佐藤委員おっしゃったように、霞台厚生施設組合になる前の、令和３年度以前の状況で試算をした状況があります。これは、霞台厚生施設組合になる前に、構成市が各処理場まで運んだ運搬費用等を含めた金額と、新たに霞台厚生施設組合になった際の距離が遠くなるところと近くなるところもあるんですけれども、その費用の差額について、単純に４で割ってその分を多く負担したり少なく負担したりということで、市町村によって状況が変わっている状況であります。

かすみがうら市としても多く負担している状況でございまして、構成市町の中では茨城町が遠いということで、その分経費の負担が軽減されている状況でございます。

○佐藤文雄委員

こういう説明はこれまでされていたかどうかということがまず１つなんですよ。

簡単に、これを平均して、それでやると、茨城町だけが大幅に軽減されるんですね。実を言うと、茨城町は、距離が遠くなるからといって、中継センターを作ったんですよね。中継センターを作ったから、その中継センターも、維持管理も含めて、各市町村で負担しているんですよね。それにもかかわらず、こういう遠方化というやり方をとって、負担させていたと。

本市は、675万9000円ですかね。これが令和３年度は、これ、令和３年、令和４年、令和５年という

ふうになっていますよね。それが令和７年度、令和６年度は、どういう形でこれを入れたのか。そして、令和７年度の予算では、これは入っているのかどうか、これについてお答えいただけますか。
○環境保全課長（山口由晃君）
お答えいたします。
議会には説明しておりません。
あと、令和６年度の対応につきましては、当初予算に計上されておりませんので、組合の剰余金というか、新たな負担ということではなくて、組合のお金で対応することになっております。
令和７年度につきましては当初予算にはその分は計上されておりません。
○佐藤文雄委員
簡単に、資料を皆さんに提出しておいていただけますか。出せる範囲で結構です。
○環境保全課長（山口由晃君）
資料は提出させていただきます。
○岡﨑　勉委員長
ほかに質疑ございませんか。
○櫻井健一委員
予算書 82 ページの不法投棄の対策に要する経費のところなんですけれども、不法投棄されないような取組で、よく他市町村では神社のマークみたいな、鳥居のマークみたいものをつけて抑制みたいなことをしていますけど、本市ではそういう取組なんかはやられていますか。
○環境保全課長（山口由晃君）
お答えいたします。
本市では神社みたいなものはないですけれども、不法投棄防止の看板というものの配布ということで、それを所有者の方に設置していただくような状況と、あと警察 OB の監視員がおりますので、毎日基本的にはパトロールしていただいている状況でございます。
○櫻井健一委員
先ほど、盗難の件で、雪入ネイチャーセンターとか三ツ石森林公園のお話しましたけれども、不法投棄もすごく増えていると思うんですね。見回りの中で、場所的にすごく厳重注意な場所だと思うんですけれども、重点的にそういう対策をしていくというような施策とかはないんでしょうか。
○環境保全課長（山口由晃君）
やっぱり不法投棄されるような場所というのは、ある程度限られておりまして、同じ場所に何度もされるような状況がございます。
特には産業廃棄物ですとか、あと残土ですとか、そういう事案がまれに発生することがありますので、そういう場所は、先ほど言った警察 OB による、毎日必ずパトロールする場所に入れるとか、あとは、場所はちょっとなかなか移動するときもありますので、申し上げられませんが、うちでも監視カメラを一応設置している箇所が何か所かありますので、そういうふうに対策をしている状況でございます。
○櫻井健一委員
その雪入地区とかの場所も含めて、強化していただきたいと思いますので、これは要望ですのでよろしくお願いします。
○環境保全課長（山口由晃君）
パトロールの時点で、その際に回るようにしたいと考えております。
○櫻井繁行委員

予算書の 81 ページの、佐藤委員に少し関連しますけれども、浄化槽のところです。

18 節、1954 万 5000 円。これ、29 基削減して 31 基という目標でしたけれども、単純割りして１件当たりの補助金が 63 万円ということじゃなかったと思うんですよね。確か、浄化槽の規模に応じての補助率があったと思うので、まずはそこを確認します。

○環境保全課長（山口由晃君）

浄化槽の規模によりまして補助額が違うんですけれども、まず浄化槽５人槽の場合には、36 万円。７人槽が 46 万 2000 円。10 人層となりますと 58 万 5000 円ということになります。

○櫻井繁行委員

補助率とか、どの規模を削減したのかというのも少し頭に入れておきたいところがあるので、ぜひ内訳、ガルーンのほうで出していただければと思うんですが、いかがですか。

○環境保全課長（山口由晃君）

内訳について提出させていただきます。

○櫻井繁行委員

ちょっと以前から指摘をさせていただいて、結局合併浄化槽を入れてる方というのは、例えば、20 年経ってもう一度合併浄化槽を使うというときに、確か補助制度って使えないんですよね。それは前から指摘しているんですけれども、すごい制度設計上使い勝手が悪い制度ではないかということがあると思うんですが、その辺で、本当は使いたい人っていっぱいいるのに、使えないというのが実は現状な気がしているんです。

これ、担当課として令和７年度どのようにお考えなのかをお聞かせください。

○環境保全課長（山口由晃君）

以前から櫻井繁行委員からご指摘いただいている点で、今の単独浄化槽から合併浄化槽への転換ということであれば、補助の対象、また新築の場合の合併浄化槽の設置ということでは対象ということで、お話いただいているのは、合併浄化槽から合併浄化槽の更新ということだと思いますが、現状としては、補助がない状況ですので、県のほうにも要望しているような状況ですということは、ご説明させていただいている状況でございますので、令和７年度以降、そういうものがもう少し決まったり、そういうのが出てくればまた別ですけれども、現状としては、要望ということで、現時点では止まっているような状況でございます。

○櫻井繁行委員

引き続き新年度においても、もちろんしっかり要望していただいて、もちろん県の判断もあるのは重々承知なんですけれども、同じこのかすみがうら市内においてやっぱり不平等な状況にあるわけじゃないですか。本来であればやっぱりすべてが公共下水、農業集落排水、引いてもらえれば皆さん公共枡まで必ず下水道を整備できるわけですから。ただ本管がないばかりに、結局単独浄化槽、それか合併浄化槽を選択せざるを得ない状況にある地域が、たくさんあるので、やはりそういうところにもしっかりと手を差し伸べられるような制度設計にしていただきたいというのは、これは要望になってしまうかもしれませんけれども、引き続き令和７年度も、取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○環境保全課長（山口由晃君）

県と、連携をしまして情報の収集に努めたいと思います。

○岡﨑　勉委員長

ほかに質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは続いて説明を求めます。説明は簡潔にお願いします。

○市民課長（小池陽子君）

議案第 42 号　令和７年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市民課所管分につきましてご説明いたします。

初めに歳入につきまして、主なもののみ説明させていただきます。

予算書 18 ページをお願いいたします。予算書 18 ページ下段になります。

15 款２項１目１節、総務費補助金の説明欄３段目になります。マイナンバーカード交付事務費補助金 2351 万円 8000 円につきましては、1164 万 2000 円の増となっております。

こちらは、マイナンバーカード交付事務に要する経費に対して、国から交付される補助金となっております。補助率が国 10 分の 10 です。

次に同じページの説明欄一番下になります。

社会保障税番号制度システム整備費補助金（振り仮名）218 万 5000 円、皆増です。

こちらは、令和７年５月に戸籍法が改正されることに伴いまして、戸籍の記載事項としまして、振り仮名を追加するために必要となる経費に対して交付される補助金となっております。補助率は国 10 分の 10 です。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出になります。前年度と比較しまして、大きく増減している事項についてご説明いたします。

予算書の 51 ページをお願いします。事業概要説明書につきましては、20 ページになります。

２款３項１目、02 戸籍住民基本台帳等事業、0201 戸籍事務に要する経費 3157 万 8000 円につきましては、前年度比 1510 万 4000 円の増となっております。

こちらにつきましては、令和７年５月に戸籍法が改正されまして、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることから、戸籍に記録する振り仮名事務に要する事務補助１名分の経費が増額となっております。

次に、予算書 52 ページをお願いします。上から５段目になります。

標準化・共通化に係る事業委託 1850 万 2000 円につきましては、前年度比 1639 万円の増となっております。

自治体ごとのシステムを標準化基準に適合したシステムにすることで、効率化、運用コスト削減、利便性の向上を図るための経費となります。

続きまして、0202 住民基本台帳事務に要する経費 3310 万 1000 円につきましては、前年度比 1238 万 6000 円の増となっております。

主な内容としましては、会計年度任用職員の報酬等になります。市民課４窓口で、７名分の報酬等を計上しております。その他、各窓口での事務に要する経費となります。また、システム使用料や負担金となっております。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

マイナンバーカード交付事務の補助と、振り仮名も含めてなんですが、今、健康保険証なんかを発行

して、期限が来ると、資格確認書を発行する。または、資格確認書のお知らせというものを出すようになっていると思うんですね。

マイナンバーカードを持っていない人は資格確認書、マイナンバーカードを持っている人は資格確認書について、というのを出すようになっているんですが、そういう事務についてはどれを見ればわかるんですか。

○市民部長（廣原正則君）

その件につきましては国保年金課から後で説明をさせていただきたいと思います。

○岡﨑　勉委員長

佐藤委員よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。ちゃんと説明してね。

○岡﨑　勉委員長

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは続いて説明を求めます。説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

それでは議案第 42 号、国保年金課分の当初予算について説明させていただきます。

予算書 18 ページをご覧ください。

歳入予算で 15 款１項１目５節国民健康保険事業負担金 3992 万 9000 円、前年度対比で 259 万 1000 円の増額になります。

保険基盤安定負担金の支援分として、国民健康保険特別会計に繰り出す基準額の２分の１のほか、未就学児均等割の軽減、産前産後保険税の免除に係る基準額の２分の１を計上してございます。

次に予算書 21 ページをご覧ください。

下から２番目の枠に計上します 16 款１項１目４節国民健康保険事業負担金、１億 753 万 8000 円。前年度対比で 588 万 2000 円の減額になります。

国庫支出金と同様に、支援分及び未就学児均等割の軽減、産前産後保険税の免除として繰り出す基準額の４分の１及び軽減分として繰り出す基準額の４分の３を計上してございます。

後段に移りまして、５節後期高齢者医療事業費負担金、9368 万円。前年度対比で、97 万 4000 円の増額になります。

保険基盤安定負担金として、後期高齢者医療特別会計に繰り出す基準額の４分の３を計上してございます。

予算書 22 ページをご覧ください。

２項県補助金に移りまして、表中の中央に計上します２項２目３節医療福祉費補助金、１億 525 万円。前年度対比で 314 万 7000 円を減額してございます。

以上が主な歳入の予算になります。

続きまして歳出予算について説明させていただきます。

予算書 62 から 63 ページをお開きください。中央から下の目、３款１項６目の医療福祉費です。事業概要説明書は 19 ページをご覧ください。

説明欄の 0101 医療福祉に要する経費として２億 4757 万円。前年度対比で 45 万 9000 円を減額してございます。

続きまして、医療福祉費に要する経費。市単独分として、8515 万円。前年度対比で 284 万 2000 円の増額を計上いたしました。

ここのところ、医療給付費が増加傾向にあり、令和５年度実績及び令和６年度の執行見込みにより不足に至ることがないよう、計上しております。

次の目に移りまして、７目区国民健康保険費、国民健康保険特別会計繰出に要する経費として３億 1985 万 4000 円。前年度比較で、328 万 4000 円の増額になります。

続きまして８目後期高齢者医療費のうち、説明欄 0102 後期高齢者医療特別会計に繰り出す、繰出に要する経費として６億 353 万 6000 円でございます。

茨城県後期高齢者医療広域連合の運営負担金のほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金として、５億 8333 万 6000 円、前年度対比で 490 万 4000 円の増額となります。

以上が、国保年金課分の当初予算になります。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

国民健康保険については、全体的に減というのは、人数の減だと思うんですが、後期高齢者医療保険については、増になっていると思います。

そういう意味では、国民健康保険については減で、後期高齢者医療保険は人数的には多いという理解でよろしいですか。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

委員お見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

次の質問のときには人数のほうは、報告できるようにしておいてください。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

はい、わかりました。

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 43 号　令和７年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、市民部並びに保健福祉部に係る議案であるため、本日の市民部の所管に係る質疑の後、本日審査予定の保健福祉部の所管に係る部分の質疑が終わった後、討論並びに採決することといたします。

それでは、議案第 43 号のうち市民部の所管する部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第 43 号につきましては国保年金課豊﨑課長から説明をさせていただきます。

○岡﨑　勉委員長

それでは説明を求めます。説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

議案第 43 号　令和７年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

予算書 137 ページからになります。

予算総額としまして、歳入歳出それぞれ 39 億 5250 万円。前年度対比で１億 5100 万円、3.7％の減額になります。

予算書 143 ページ、歳入から説明させていただきます。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税のうち、１節現年度課税分、７億 5800 万円。前年度対比で 40 万 5000 円の増額になります。

令和６年度の実績により積み上げた基礎となる所得額については、賃金上昇の影響など、増加傾向にあり、増額となりますが、被保険者数の減少の影響と相殺し、前年度同程度になるものと見込んでございます。被保険者数については、7,725 人、4.5％減で見積もってございます。

続きまして４款１項１目保険給付費等交付金 27 億 6124 万 9000 円。前年度対比で１億 4322 万 4000 円の減額になります。

減額となった理由につきましては説明欄に目を移していただいて、普通交付金 26 億 8522 万 6000 円になります。普通交付金はその年度に出する給付費相当額を県が負担する歳入科目になりますけれども、減少する被保険者数の減少により、前年度比較で、１億 4235 万 8000 円の減額となってございます。

続きまして、予算書 144 ページをご覧願います。

６款１項１目一般会計繰入金３億 1985 万 4000 円。前年度対比で 328 万 4000 円の増額になります。

増額の理由としましては、特に、医療福祉費波及分で 498 万 2000 円、保健事業分で 215 万 2000 円が増えたことが影響してございます。医療福祉波及分は、令和５年度の実績において、マル福の国民健康保険被保険者の利用が多かったこと、あとインフルエンザの流行、高額となる医療があったことが挙げられると考えてございます。保険事業分につきましては、特定検診の利用者、合わせて、特定保健指導の利用者が伸びていることが挙げられると考えてございます。

続きまして、その次に計上する２項１目支払準備基金繰入金につきましては、5303 万 5000 円。前年度比較で、996 万 5000 円の減額になります。

以上が歳入予算の説明になります。

続きまして歳出予算の説明に移らせていただきます。

国民健康保険特別会計の歳出予算の事項別明細書は予算書 146 ページからになります。

総務費一般管理費です。職員人件費及び事務費の計上になります。

続きまして予算書 147 ページをご覧ください。

２款保険給付費になります。項の総額で説明させていただきます。１項療養諸費、ページの最後の行になりますが、23 億 1500 万円、前年度対比で１億 1532 万 4000 円の減額になります。

減額となった理由につきましては、保険者数の減少によるものですが、一方で１人当たりの医療費については、一時、令和３年度から増加傾向にありましたが、令和５年度に、比較的伸びが落ち着いて高止まっている状況にあります。今後高齢化が進む中、１人当たりの医療費は減少に転ずる材料がなかなか考えにくいこともあり、医療給付費において１人当たりの給付費に３％程度の伸び率を見込んだところでございます。

続きまして２項、高額医療費の全体の計上額になりますが、３億 7322 万 7000 円。前年度比較で 2709 万 9000 円の減額となります。

療養諸費同様、被保険者数の減が原因となってございます。

続きまして、予算書148ページの中央からになりますが、３款、国民健康保険事業納付金です。

これは都道府県化の制度以降、県に納める納付金として計上してございます。毎年、県が翌年度の県内の市町村の医療費を見込み、保険者負担分を推計し、標準保険料率と合わせて、市町村に示すものになります。令和７年度の事業費納付金については、令和７年１月14日に本算定の結果が示されました。

１項医療費分は７億3359万6000円、２項後期支援分は２億9037万8000円、ページが移りまして３項介護納付分が9337万6000円、事業費納付金総額で11億1735万円。前年度と比較して1209万8000円の減額となってございます。

減額となった理由につきましては、１人当たりの医療費は減少に見込む材料はないものの、被保険者数は減少が見込まれることが影響しているものと考えております。

続きまして、予算書149ページをご覧ください。

５款２項１目保健衛生普及費についてです。

説明欄に計上する12節になります。医療費適正化通知業務委託につきましては、例年行っているジェネリック差額通知や多重、重複投与者の分析等を計上してございます。受診適正化通知業務委託につきましては、糖尿病性腎症重症化予防対策等の計上を行ってございます。健康管理意識の向上と医療費の適正化を図ることを目的としてございます。

以上が令和７年度国民健康保険特別会計の説明になります。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは国保年金課に関する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

今廣原部長が、資格確認証のお知らせ、これについての実務のことについては、国保年金課から説明しますと言ったけど、いつ説明するんですか。

○市民部長（廣原正則君）

その件につきましては、国保年金課豊﨑課長から説明させていただきます。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

大変申し訳ありません。私から説明させていただきます。

委員ご質問の、今年度から実施されている資格確認証についてなんですが、令和６年12月２日で、通常の保険証が廃止になりました。それ以降、資格確認証は、マイナンバー登録をされていない方につきましては、資格確認証の発行を行ってございます。マイナンバーの登録をされている方につきましては、資格情報のお知らせを、令和６年12月２日以降、発行してございます。

利用率等について、登録者数と利用率について説明させていただます。

国民健康保険の前の保険証の登録数についてなんですが、令和６年12月時点になります。国民健康保険の加入者数が7,987人、マイナ保険証登録者数が5,091人。登録率は63.74％となります。一方で、マイナ保険証の利用率になります。令和６年12月現在になりますが、マイナ保険証の利用人数が3,795件です。対する外来レセプトの件数が、１万232件。利用率についてですが、37.1％になります。

○佐藤文雄委員

いや、それはいいんだけれど、今、この数字は、後でガルーンで出しておいてください。

利用率が37.5％というのもいいんですが、資格確認証、マイナンバーを持っていない人は、私もそうなんですが、資格確認証を送るんでしょう。今年送るんだよね。令和７年度に送るわけでしょう。あと、

持っている人については、資格確認、お知らせを出すでしょう。そうですよね。

そうすると、それは国民健康保険の事務なんじゃないですか。そうするとその分の経費が、実務が出てくるわけでしょう。だから、令和６年度と令和７年度の予算を見ると、給料が、令和７年度と比べると、319 万 1000 円伸びているんだよね。つまり 20.7%伸びているんですよ。これに影響しているんじゃないかなと思うんです。そういうことなんじゃないですか。だって実務は出てくるわけだから。

今までやらない実務になるんじゃないかなと思うんだけれど、今までは、保険証をポンと送ればいいんだろうけれど、そういう、実務的にはかなり面倒くさいというか、そういうところがあるんじゃないかなと思うので、聞いているんです。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

お答えします。

職員数に関しましては、今年度の現員現給の人数で計上してございます。今の人数は、プラス１人になっている部分については、現在、育休中の職員になります。よって今実務に携わっている人数は、昨年度と同じ人数になります。

あわせて、来年度の資格確認証及び資格情報のお知らせの内容になりますが、郵送の事務になりますが、７月末までの使用期間になりますので、７月中に郵送事務を行うこととなります。資格確認証は、これまでの保健証同様、通知をさせていただき、資格情報のお知らせは普通郵便にて郵送しようと考えてございます。

○佐藤文雄委員

実務的にはあまり変わらない、人数も変わらないということでいいんですか。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

制度変更に伴い、多少の労力は想定はしてございますが、それほどの変更はないと考えてございます。

○佐藤文雄委員

はい、わかりました。

今、国民健康保険の人数が、7,987 人。この前データいただいたときには、7,950 人、これは令和７年の１月の数字だったと思うんですが、これの内訳わかりますか。

例えば、被用者保険だと被用者だとか、あとは年金者とか、それから、そういう農林水産とか職業別、そういうところはわかりますか。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

今、手持ち資料はございません。

○佐藤文雄委員

手持ち資料がないだけで、わかりますね。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

大変申し訳ございません。現状集計している資料がございません。

○佐藤文雄委員

この内訳、じゃあ一番直近のやつでわかるデータで結構ですから、それを出していただけませんか。

○国保年金課長（豊﨑良憲君）

その資料につきましては、決算の説明資料の中で提出しているものが直近のものとなります。

○佐藤文雄委員

直近はその決算、令和５年度の決算ですか、令和５年度の決算のデータですか。令和５年度の決算でも結構です。令和４年度のやつが、私の手元にありますから。令和５年度のやつを出しておいてくれま

すか。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
令和５年度の当該資料は、決算審査特別委員会のときに提出させていただいているかと思いますが。
○佐藤文雄委員
だから令和５年度のやつ出しますからって、出しますって言えばいいじゃないですか、出したと思いますって。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
それでは改めて同様の資料を提出させていただきます。
○岡﨑　勉委員長
改めてだそうですから、佐藤委員、よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。
○佐藤文雄委員
国民健康保険の今、全体的に、国民健康保険税が、前年度と比べて、現状の割には、比較的には低いんですが、これはやはり保険税が、令和６年度に上がったというのが大きい理由でしょうか。
○岡﨑　勉委員長
暫時休憩します。　　［午後　５時０２分］
○岡﨑　勉委員長
会議を再開いたします　［午後　５時０３分］
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
お答えいたします。
本年度計上している現年度予算、歳入の保険税額につきましては、前年度も税率改正後の税率で算定して計上してございますので、今回あまり差がなかった内容につきましては、最近の賃金上昇の影響が大きく所得割に影響したものと考えてございます。
○佐藤文雄委員
今回は、所得割を上げたんだよね、令和６年度。ですから今回は人数が減ったんだけれど、その減った割合よりも、所得が比較的上がったほうが、収入になったということでよろしいですね。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
佐藤委員お見込みのとおりでございます。
○佐藤文雄委員
それから、今、波及分が随分上がったと言ったんですが、その医療費波及分については、これについては、ちょっともう１回教えていただけますか。これ、前年度と比べると 33％ぐらい大幅アップですよね。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
波及分につきましては、毎年、その前年度における波及分の集計から出しているものでございます。
今回増額となった理由につきましては、令和５年度の実績において、マル福の利用者が多かったこと、多かった理由につきましては、令和５年度は、インフルエンザが大流行した影響があります。そのほか、高額となる療養費があったことが、挙げられると考えてございます。
○佐藤文雄委員
それを想定してやったということですね。
実を言うと、令和５年度の決算対比でも、22.1％アップしているんですよ。令和５年度ですよ、令和

５年度は22.1％アップ。決算対比ですよ。何か理由がありますか。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
毎年、市単独分でございますが、見直しを行っている経過もございます。中学校の医療費の無料化、高校生までの医療費の無料化、令和４年度と令和２年度に行っているかと思いますが、その影響等も考えられます。
○佐藤文雄委員
いずれにしても医療費、医療福祉費波及分は、一般会計に繰り入れられる、非常に有利な中身でですので、これが増えること自体は、いいのかどうか苦しいところですが、いずれにしてもそういう病気が多い場合、それなりに給付が増えていくということの理解でよろしいですか。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
委員お見込みのとおりでございます。
○岡﨑　勉委員長
佐藤委員、よろしいですか。
○佐藤文雄委員
はい。
○岡﨑　勉委員長
ほかに質疑ございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。
次に、議案第44号　令和７年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
市民部から特に補足説明等ございませんか。
○市民部長（廣原正則君）
議案第44号につきましても、国保年金課豊﨑課長から説明をさせていただきます。
○岡﨑　勉委員長
それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いします。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
議案第 44 号　令和７年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。
予算書は155ページからになります。
予算総額としまして、歳入歳出それぞれ11億5400万円、前年度比較で3500万円の増額となってございます。
予算書160ページから歳入を説明させていただきます。
１款１項後期高齢者医療保険料５億6966万1000円、前年度対比で3009万6000円の増額になります。
増額となった理由につきましては、令和７年度の保険料が、前年度、料率の見直しが行われ、所得割について段階的な措置がされていること、及び被保険者数が増になったことが要因と考えてございます。
次に、３款１項一般会計繰入金５億8333万6000円。前年度対比で490万4000円の増額になります。
主な理由としましては、被保険者数の増加により、保険基盤安定繰入金の前年度対比1.05％、及び医療費公費繰入金が前年度対比で0.5％の伸びで、後期高齢者医療広域連合が試算したものですが、年々

増加傾向にございます。
以上が歳入の予算の説明になります。
続きまして、歳出予算に説明を移らせていただきます。
予算書161ページをご覧ください。
２款１項１目後期高齢者医療広域連合負担金11億4606万5000円。前年度対比で3373万7000円の3.0%増額になります。
増額の理由としましては、保険料率改定及び被保険者数の増に伴う保険料の収入及び基盤安定負担金が増えたことに影響してございます。
以上が歳出予算の説明になります。
○岡﨑　勉委員長
それでは国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言願います。
○佐藤文雄委員
人数を教えていただけますか、75歳以上の。令和６年度、令和５年度はわかっているんですが。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
お答えいたします。
被保険者数、令和６年度になります。7,032人でございます。
○佐藤文雄委員
それと、資格証明書の発行ですね、短期、これが幾らですか、これ、０名ですね、短期保険証は、発行はどのぐらいですか。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
短期保険証発行数なんですが、今年度で申し上げます。８月１日時点で60名になります。
○佐藤文雄委員
徴収ですね、徴収が、今、令和６年度と対比して、上がっているという理由は、保険料が上がったというのと所得全体が上がったというというふうに説明したと思いますが、それでよろしいですね。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
上がった理由は、所得の総額、基礎額が上がったこと、あわせて令和６年度の料率改正にあって、8.5%から9.66%に変わりましたが、激変緩和が設けられまして、今年度は一部の方が9%に抑えられてございます。来年度はそちらの方が9.66%になりますので、その影響があると考えてございます。
○佐藤文雄委員
令和７年度の話ですね、今の。来年度って言いました、令和７年度ですね。いわゆる軽減措置というか、それがなくなるということですか。
○国保年金課長（豊﨑良憲君）
所得割の軽減措置がなくなるということです。
○岡﨑　勉委員長
ほかに質疑ございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はございませんか。
○佐藤文雄委員

もともと後期高齢者医療制度そのものに、これ異議をずっと言っているので、特に今言ったように、軽減税率がなくなる、値上げがされる。で、結果的に今、人数がかなり増えました。と同時に、短期保険証の発行も令和５年度から 42 名なんですね。それが今 60 名です。つまり、かなり厳しい状況になっているということが、この短期保険証の発行によって明らかなんじゃないかなと思うんですね。

ですから、やはり後期高齢者医療制度そのものを、やはりなくしていかなきゃいけないんじゃないかなと思っておりますので、反対です。

○岡﨑　勉委員長

ほかに討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○岡﨑　勉委員長

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本日の日程事項は全部終了いたしました。

次回の本委員会は、３月６日午後１時より、全員協議会室で引き続き審査を行います。

それでは、これで本日の議案審査特別委員会を散会いたします。

散　会　　午後５時１６分

かすみがうら市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和７年第１回定例会議案審査特別委員会

委員長　　岡　﨑　　勉